

日医発第 183 号(健Ⅱ)
令和 5 年 4 月 1 7 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正及び
精神保健福祉関係通知等について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）については、令和 5 年 1 月 17 日付日医発第 1972 号(健Ⅱ)にて貴会宛お送り申し上げたところです。これに伴い、今般、下記の通り、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の一部改正に係る精神保健福祉関係の通知等がなされましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管内郡市区医師会及び関係医療機関への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

〈添付資料〉

- ・「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」の一部改正について
- ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条第三項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」の一部改正について
- ・「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」の一部改正について
- ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条に規定する精神医療審査会について」の一部改正について
- ・改正精神保健福祉法の施行に伴う Q & A について
- ・改正精神保健福祉法に関する医療機関向け周知用リーフレットについて
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正〈新旧対照表〉（令和 5 年 4 月 1 日、令和 6 年 4 月 1 日等施行）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令〈新旧対照表〉（令和 5 年 4 月 1 日施行）

障精発 0330 第 1 号
令和 5 年 3 月 30 日

都道府県
各 障害保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」
の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）が一部改正されたことに伴い、「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」の一部改正について」（令和 5 年 3 月 2 日付障精発 0302 第 1 号）を発出したところですが、新旧対照表については、文言適正化等のため、別添のものとなります。

これらは、令和 5 年 4 月 1 日から適用されますので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、適切に対応方御配慮いただきますようお願いいたします。

○精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について（平成12年3月30日障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
障精第22号	障精第22号
平成12年3月30日	平成12年3月30日
一部改正障精発第0325001号	一部改正障精発第0325001号
平成17年3月25日	平成17年3月25日
一部改正障精発第0929005号	一部改正障精発第0929005号
平成18年9月29日	平成18年9月29日
一部改正障精発第1222001号	一部改正障精発第1222001号
平成18年12月22日	平成18年12月22日
一部改正障精発第0526003号	一部改正障精発第0526003号
平成20年5月26日	平成20年5月26日
一部改正障精発0124第2号	一部改正障精発0124第2号
平成26年1月24日	平成26年1月24日
一部改正障精発0328第1号	一部改正障精発0328第1号
平成28年3月28日	平成28年3月28日
一部改正障精発0711第1号	一部改正障精発0711第1号
平成29年7月11日	平成29年7月11日
一部改正障精発0507第6号	一部改正障精発0507第6号
令和元年5月7日	令和元年5月7日

一部改正障精発 0701 第 1 号
令和元年 7 月 1 日
一部改正障精発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日
一部改正障精発 0302 第 1 号
令和 5 年 3 月 2 日

都道府県
各 障害保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生省大臣官房障害保健福祉部
精神保健福祉課長

精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の
届出等について

(略)

記

- 1 入院時の告知等に係る書面について
(1)・(2) (略)

一部改正障精発 0701 第 1 号
令和元年 7 月 1 日
一部改正障精発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日

都道府県
各 障害保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生省大臣官房障害保健福祉部
精神保健福祉課長

精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の
届出等について

(略)

記

- 1 入院時の告知等に係る書面について
(1)・(2) (略)

(3) 医療保護入院について

法第三十三条の三に規定する書面については、別添様式 8(医療保護入院に際してのお知らせ)によるものとする。ただし、個別の精神科病院において、別添様式 8 に準ずる書面により適正に患者に退院等の請求に関する事等を知らせることとしている場合には、当該様式によらないことができるものであること。

(4) 応急入院について

法第三十三条の八後段により準用する法第二十九条第三項に規定する書面については、別添様式 9(応急入院に際してのお知らせ)によるものとする。ただし、個別の精神科病院において、別添様式 9 に準ずる書面により適正に患者に退院等の請求に関する事等を知らせることとしている場合には、当該様式によらないことができるものであること。

(5)・(6) (略)

2 精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出等について

(1) (略)

(2) 医療保護入院者に係る届出等について

ア 法第三十三条第七項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第一項、第二項又は第三項後段の規定による入院についてそれぞれ別添様式 13(医療保護入院者の入院届)又は別添様式 14(特定医師による医療保護入院者(第三十三条第一項・第三項又は第三十三条第二項・第三項))の入院届及び記録)によるものとする。また、別添様式 13 の提出に当たっては入院

(3) 医療保護入院について

法第三十三条の三に規定する書面については、別添様式 8(入院に際してのお知らせ)によるものとする。ただし、個別の精神科病院において、別添様式 8 に準ずる書面により適正に患者に退院等の請求に関する事等を知らせることとしている場合には、当該様式によらないことができるものであること。

(4) 応急入院について

法第三十三条の八後段により準用する法第二十九条第三項に規定する書面については、別添様式 9(入院に際してのお知らせ)によるものとする。ただし、個別の精神科病院において、別添様式 9 に準ずる書面により適正に患者に退院等の請求に関する事等を知らせることとしている場合には、当該様式によらないことができるものであること。

(5)・(6) (略)

2 精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出等について

(1) (略)

(2) 医療保護入院者に係る届出等について

ア 法第三十三条第七項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第一項、第三項又は第四項後段の規定による入院についてそれぞれ別添様式 13(医療保護入院者の入院届)又は別添様式 14(特定医師による医療保護入院者(第三十三条第一項・第四項又は第三十三条第三項・第四項))の入院届及び記録)によるものとする。また、別添様式 13 の提出に当たっては入院

診療計画書の写しを添付すること。

なお、別添様式 13 に添付する入院診療計画書の様式については別途通知することとしていること。

法第三十三条第五項に規定する精神科病院の管理者が作成する記録は、別添様式 14(特定医師による医療保護入院者(第三十三条第一項・第三項又は第三十三条第二項・第三項)の入院届及び記録)を用いるものとする。

イ (略)

(3) (略)

3～5 (略)

様式 1

任意入院に際してのお知らせ

(略)

1. (略)

2. あなたの入院中、手紙やはがきを受け取ったり出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院であずかることがあります。

3. ～6. (略)

7. 入院中、あなたの病状が良くなるように力を尽くしてまいります。もしも入院中の治療や生活について不明な点、納得のいかない点がありましたら

診療計画書の写しを添付すること。

なお、別添様式 13 に添付する入院診療計画書の様式については別途通知することとしていること。

法第三十三条第六項に規定する精神科病院の管理者が作成する記録は、別添様式 14(特定医師による医療保護入院者(第三十三条第一項・第四項又は第三十三条第三項・第四項)の入院届及び記録)を用いるものとする。

イ (略)

(3) (略)

3～5 (略)

様式 1

入院 (任意入院)に際してのお知らせ

(略)

1 (略)

2 あなたの入院中、手紙やはがきなどの発信や受信は制限されません。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員の立ち会いのもとで、あなたに開封してもらい、その異物は病院にあずかることがあります。

3～6 (略)

7 もしもあなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出て下さい。

ら、遠慮なく病院の職員にお話してください。

8. それでも入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

自治体の連絡先（電話番号を含む。）

（削る）

（略）

様式 4

入院継続に際してのお知らせ

（略）

【任意入院中の退院制限について】

任意入院中の退院制限とは、任意入院者から退院の申し出があった際、精神保健指定医又は特定医師による診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると判定された方について、72時間以内に限り入院を継続いただく制度です。

あなたから退院の申し出がありましたが、（精神保健指定医・特定医師）の診察の結果、以下の理由・目的により、入院が必要であると認められたため、 年 月 日（午前・午後 時）、入院継続となりました。

あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 21 条 ①

それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせ下さい。

都道府県知事の連絡先（電話番号を含む。）

8. 病院の治療方針に従って療養に専念して下さい。

（略）

様式 4

入院継続に際してのお知らせ

（略）

1. あなたから退院の申し出がありましたが、（精神保健指定医・特定医師）の診察の結果、入院を継続する必要があると認めますので（午前・午後時）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 21 条第 7 項の規定により、お知らせします。

第3項、②4項後段]の規定による任意入院中の退院制限によるもので
す。

【入院理由について】

1. あなたは、診察の結果、以下の状態にあると判定されました。

- ①幻覚妄想状態（幻覚や妄想があり、それらを現実と区別することが難しい）
- ②精神運動興奮状態（欲動や意志が昂ぶり、興奮しやすく、自分で抑えることが難しい）
- ③昏迷状態（意志発動性の強い抑制や、著しい混乱により、外界への応答が難しい）
- ④抑うつ状態（気分の落ち込みや悲観的な考え、興味や喜びの消失などが続いている）
- ⑤躁状態（気分の高揚や著しい活発さ、苛立ち等が続いている）
- ⑥せん妄・もうろう状態（意識障害により覚醒水準が低下している）
- ⑦認知症状態（認知機能が低下し、日常全般に支障を来している）
- ⑧統合失調症等残遺状態（障害により日常生活動作、社会的判断・機能遂行が難しい）
- ⑨その他（ _____ ）

2. あなたは、以下の理由により入院されました。

- 外来への通院等においては、十分な治療ができないことから、手厚い医療を提供するため、入院の必要性があります
- あなたの安全を確保しながら診断や治療を行うため、入院の必要性があり

(新設)

ます

□ その他 (_____)

裏面に続く

【入院中の生活について】

1. あなたの入院中、手紙やはがきを受け取ったり出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院であずかることがあります。

2. (略)

3. あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。

4. あなたの入院期間については、一定期間ごとに入院の必要性について確認を行います。

5. 入院中、あなたの病状が良くなるように力を尽くしてまいります。もしも入院中の治療や生活について不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。

6. それでも入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

2. あなたの入院中、手紙やはがきなどの発信や受信は制限されません。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員の立ち会いのもとで、あなたに開封してもらい、その異物は病院にあずかることがあります。

3. (略)

4. あなたの入院中、治療上必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。

(新設)

5. もしもあなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出て下さい。

それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせ下さい。

自治体の連絡先（電話番号を含む。）

（削る）

（略）

様式 5

任意入院患者を退院制限した場合の記録

（略）

記載上の留意事項

1 （略）

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第 33 条第 1 項・第 3 項入院」、「第 33 条第 2 項・第 3 項入院」又は「第 33 条の 7 第 2 項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～9 （略）

様式 7

措置入院決定のお知らせ

（略）

【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、【①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他（ ）】に

都道府県知事の連絡先（電話番号を含む。）

6 病院の治療方針に従って療養に専念して下さい。

（略）

様式 5

任意入院患者を退院制限した場合の記録

（略）

記載上の留意事項

1 （略）

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第 33 条第 1 項・第 4 項入院」、「第 33 条第 3 項・第 4 項入院」又は「第 33 条の 7 第 2 項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～9 （略）

様式 7

措置入院決定のお知らせ

（略）

1 あなたは、精神保健指定医の診察の結果、入院措置が必要であると認めたので通知します。

2 あなたの入院は、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条

あり、ご自身を傷つけたり、又は他人に害を及ぼすおそれがあることから、
【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条の 2 の規定】による入院措置（措置入院・緊急措置入院）が必要であると認めたので通知します。

【入院中の生活について】

1 あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院であずかることがあります。

2 （略）

3 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。

4 もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。

裏面に続く

【入院や入院生活にご納得のいかない場合】

1 あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に

の規定による措置入院 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条の 2 の規定による緊急措置入院】です。

3 あなたの入院中、手紙やはがきなどの発信や受信は制限されません。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員の立ち会いのもと、あなたに開封してもらい、その異物は病院にあずかることがあります。

4 （略）

5 あなたは、治療上の必要性から、行動制限を受けることがあります。

6 もしもあなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出て下さい。

それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都

請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

自治体の連絡先（電話番号を含む。）

（削る）

2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

3 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過

都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせ下さい。

都道府県知事の連絡先（電話番号を含む。）

7 病院の治療方針に従って療養に専念して下さい。

8 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

9 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過

するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式 8

医療保護入院に際してのお知らせ

(略)

【医療保護入院について】

医療保護入院とは、精神保健指定医又は特定医師による診察の結果、精神障害があり、医療と保護のために入院の必要があると判定された方であつて、その精神障害のために入院に同意いただけない場合に、やむを得ずご家族などの同意を得て、入院していただく制度です。

あなたは、(□精神保健指定医・□特定医師)の診察の結果、以下の理由・目的により、入院が必要であると認められたため、 年 月 日(□午前・□午後 時)、入院されました。

あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条 [□①第 1 項、□②第 2 項、□③第 3 項後段] の規定による医療保護入院です。

【入院理由について】

1. あなたは、診察の結果、以下の状態にあると判定されました。

- ①幻覚妄想状態 (幻覚や妄想があり、それらを現実と区別することが難しい)
- ②精神運動興奮状態 (欲動や意志が昂ぶり、興奮しやすく、自分で抑えることが難しい)
- ③昏迷状態 (意志発動性の強い抑制や、著しい混乱により、外界への応答が難しい)

するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式 8

入院 (医療保護入院) に際してのお知らせ

(略)

1 あなたは、(精神保健指定医・特定医師)の診察の結果、入院が必要であると認められ、平成 年 月 日(午前・午後 時)、入院されました。

2 あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条【①第 1 項 ②第 3 項 ③第 4 項後段】の規定による医療保護入院です。

(新設)

- ④抑うつ状態（気分の落ち込みや悲観的な考え、興味や喜びの消失などが続いている）
- ⑤躁状態（気分の高揚や著しい活発さ、苛立ち等が続いている）
- ⑥せん妄・もうろう状態（意識障害により覚醒水準が低下している）
- ⑦認知症状態（認知機能が低下し、日常全般に支障を来している）
- ⑧統合失調症等残遺状態（障害により日常生活動作、社会的判断・機能遂行が難しい）
- ⑨その他（ _____ ）

2. あなたは、以下の理由により入院されました。

- 外来への通院等においては、十分な治療ができないことから、手厚い医療を提供するため、入院の必要性があります
- あなたの安全を確保しながら診断や治療を行うため、入院の必要があります
- その他（ _____ ）

裏面に続く

【入院中の生活について】

1. あなたの入院中、手紙やはがきを受け取ったり出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院であずかることがあります。
2. （略）

3. あなたの入院中、手紙やはがきなどの発信や受信は制限されません。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員の立ち会いのもとで、あなたに開封してもらい、その異物は病院にあずかることがあります。
4. （略）

3. あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
4. あなたの入院期間については、一定期間ごとに入院の必要性について確認を行います。
5. 入院中、あなたの病状が良くなるように力を尽くしてまいります。もしも入院中の治療や生活について不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。
6. それでも入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

自治体の連絡先（電話番号を含む。）

（削る）

病 院 名

管 理 者 の 氏 名

指定医・特定医師の氏名

主 治 医 の 氏 名 (※)

(※) 指定医等とは別に、すでに主治医が決まっている場合に記載

5. あなたの入院中、治療上必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。

（新設）

6. もしもあなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出て下さい。

それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせ下さい。

都道府県知事の連絡先（電話番号を含む。）

7. 病院の治療方針に従って療養に専念して下さい。

病 院 名

管 理 者 の 氏 名

指定医・特定医師の氏名

主 治 医 の 氏 名

様式 9

応急入院に際してのお知らせ

(略)

【応急入院について】

応急入院とは、精神保健指定医又は特定医師による診察の結果、精神障害があり、医療と保護のために入院の必要があると判定された方であって、その精神障害のために入院に同意いただけず、また、急速を要し、ご家族等の同意を得ることができない場合に、入院後 72 時間以内に限り入院していただく制度です。

あなたは、(精神保健指定医・特定医師) の診察の結果、以下の理由・目的により、入院が必要であると認められたため、 年 月 日 (午前・午後 時)、入院されました。

あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条の 7 [①第 1 項、②第 2 項後段] の規定による応急入院です。

【入院理由について】

1. あなたは、診察の結果、以下の状態にあると判定されました。
- ①幻覚妄想状態 (幻覚や妄想があり、それらを現実と区別することが難しい)
 - ②精神運動興奮状態 (欲動や意志が昂ぶり、興奮しやすく、自分で抑えることが難しい)
 - ③昏迷状態 (意志発動性の強い抑制や、著しい混乱により、外界への応答が難しい)
 - ④抑うつ状態 (気分の落ち込みや悲観的な考え、興味や喜びの消失など

様式 9

入院 (応急入院) に際してのお知らせ

(略)

1. あなたは、(精神保健指定医・特定医師) の診察の結果、入院が必要であると認められ、本日 (午前・午後 時)、入院されました。

2. あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条の 7 **【①第 1 項 ②第 2 項後段】** の規定による応急入院です。

(新設)

が続いている)

- ⑤躁状態（気分の高揚や著しい活発さ、苛立ち等が続いている）
- ⑥せん妄・もうろう状態（意識障害により覚醒水準が低下している）
- ⑦認知症状態（認知機能が低下し、日常全般に支障を来している）
- ⑧統合失調症等残遺状態（障害により日常生活動作、社会的判断・機能遂行が難しい）
- ⑨その他（ _____ ）

2. あなたは、以下の理由により入院されました。

- 外来への通院等においては、十分な治療ができないことから、手厚い医療を提供するため、入院の必要性があります
- あなたの安全を確保しながら診断や治療を行うため、入院の必要があります
- その他（ _____ ）

裏面に続く

【入院中の生活について】

1. あなたの入院中、手紙やはがきを受け取ったり出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院であずかることがあります。
2. (略)
3. あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合には、あなたの行動を制

3. あなたの入院中、手紙やはがきなどの発信や受信は制限されません。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員の立ち会いのもとで、あなたに開封してもらい、その異物は病院にあずかることがあります。

4. (略)

5. あなたの入院中、治療上必要な場合には、あなたの行動を制限すること

限することがあります。

4. あなたの入院期間については、一定期間ごとに入院の必要性について確認を行います。
5. 入院中、あなたの病状が良くなるように力を尽くしてまいります。もしも入院中の治療や生活について不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。
6. それでも入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

自治体の連絡先（電話番号を含む。）

（削る）

病 院 名
管 理 者 の 氏 名
指定医・特定医師の氏名
主 治 医 の 氏 名 (※)

(※) 指定医等とは別に、すでに主治医が決まっている場合に記載

様式 13

があります。

（新設）

6. もしもあなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出て下さい。

それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせ下さい。

都道府県知事の連絡先（電話番号を含む。）

7. 病院の治療方針に従って療養に専念して下さい。

病 院 名
管 理 者 の 氏 名
指定医・特定医師の氏名
主 治 医 の 氏 名

様式 13

医療保護入院者の入院届

(略)

記載上の留意事項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第 33 条第 1 項・第 3 項入院」、「第 33 条第 2 項・第 3 項入院」又は「第 33 条の 7 第 2 項入院」と記載すること。) なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3~11 (略)

様式 14

特定医師による医療保護入院者 (第 33 条第 1 項・第 3 項又は第 33 条第 2 項・第 3 項) の入院届及び記録

(略)

様式 15

医療保護入院者の退院届

(略)

記載上の留意事項

医療保護入院者の入院届

(略)

記載上の留意事項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第 33 条第 1 項・第 4 項入院」、「第 33 条第 3 項・第 4 項入院」又は「第 33 条の 7 第 2 項入院」と記載すること。) なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3~11 (略)

様式 14

特定医師による医療保護入院者 (第 33 条第 1 項・第 4 項又は第 33 条第 3 項・第 4 項) の入院届及び記録

(略)

様式 15

医療保護入院者の退院届

(略)

記載上の留意事項

1 入院年月日の欄は、第 33 条第 1 項又は第 2 項による医療保護入院の年月日を記載すること。

2 (略)

様式 18

措置入院者の定期病状報告書

(略)

記載上の留意事項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第 33 条第 1 項・第 3 項入院」、「第 33 条第 2 項・第 3 項入院」又は「第 33 条の 7 第 2 項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～11 (略)

様式 19

医療保護入院者の定期病状報告書

(略)

医療保護入院年月日 (第 33 条第 1	昭和 平成 令和 年 月 日	今回の入院年月日	昭和 平成 令和 年 月 日
-------------------------	-------------------------	----------	-------------------------

1 入院年月日の欄は、第 33 条第 1 項又は第 3 項による医療保護入院の年月日を記載すること。

2 (略)

様式 18

措置入院者の定期病状報告書

(略)

記載上の留意事項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第 33 条第 1 項・第 4 項入院」、「第 33 条第 3 項・第 4 項入院」又は「第 33 条の 7 第 2 項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～11 (略)

様式 19

医療保護入院者の定期病状報告書

(略)

医療保護入院年月日 (第 33 条第 1	昭和 平成 令和 年 月 日	今回の入院年月日	昭和 平成 令和 年 月 日
-------------------------	-------------------------	----------	-------------------------

項・第2項
による入院)

入院形態

(略)

記載上の留意事項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～11 (略)

様式20

任意入院患者の定期病状報告書

(略)

記載上の留意事項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含

項・第3項
による入院)

入院形態

(略)

記載上の留意事項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～11 (略)

様式20

任意入院患者の定期病状報告書

(略)

記載上の留意事項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含

む。その場合は「第 33 条第 1 項・第 3 項入院」、「第 33 条第 2 項・第 3 項入院」又は「第 33 条の 7 第 2 項入院」と記載すること。) なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること

3～11 (略)

以上

む。その場合は「第 33 条第 1 項・第 4 項入院」、「第 33 条第 3 項・第 4 項入院」又は「第 33 条の 7 第 2 項入院」と記載すること。) なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること

3～11 (略)

以上

○精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について

(平成12年3月30日)

(障精第22号)

(各都道府県・各指定都市精神保健福祉主管部(局)長あて厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)

改正	平成17年 3月25日障精発	第0325001号
	同 18年 9月29日同	第0929005号
	同 18年12月22日同	第1222001号
	同 20年 5月26日同	第0526003号
	同 26年 1月24日障精発0124第 2号	
	同 28年 3月28日障精発0328第 1号	
	同 29年 7月10日障精発0710第 2号	
	同 29年 7月11日障精発0711第 1号	
令和	元年 5月7日障企発0507第 3号	
	同 元年 5月7日障障発0507第 1号	
	同 元年 5月7日障精発0507第 6号	
	同 元年 7月1日障精発0701第 1号	
	同 2年12月25日障精発1225第 1号	
	同 5年 3月2日障精発0302号 1号	

標記については、これまで昭和六十三年五月十三日健医精発第一六号厚生省保健医療局精神保健課長通知「精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の運用上の留意事項について」中の第五「入院制度に関する事項」に基づき告知及び届出等が行われてきたところである。

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十五号)により、医療保護入院及び応急入院の対象者の要件として、精神障害により本人の同意に基づいた入院が行われる状態にないと判定された者であることが追加されたこと、緊急に入院が必要となる精神障害者の移送に関する規定等が設けられ、同法の施行期日が平成十二年四月一日と定められたところであるが、同法による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。)の運用に当たって、左記のとおり書面等の様式を定めたので、適切な実施に努められるとともに、関係機関及び関係団体に対して周知徹底方お取り計らい願いたい。

記

1 入院時の告知等に係る書面について

(1) 任意入院について

ア 法第二十一条第一項に規定する精神科病院の管理者が任意入院者に対して退院等の請求に関する事等を知らせる書面については、別添様式1(入院に際してのお知らせ)によるものとする。ただし、個別の精神科病院において、別添様式1に準ずる書面により適正に患者に知らせることとしている場合においては、当該様式によらないことができるものであること。

イ 法第二十一条第一項に規定する任意入院を行おうとする精神障害者が自ら入院する旨を記載する書面については、別添様式2(任意入院同意書)によるものとする。

また、入院後一年経過時及び以後二年ごとに提出を求める精神障害者が自ら入院する旨を記載する書面についても、別添様式3(任意入院(継続)同意書)を用いるものとする。

ウ 法第二十一条第七項に規定する書面については、別添様式4(入院継続に際してのお知らせ)によるものとする。ただし、個別の精神科病院において、別添様式4に準ずる書面により適正に患者に退院等の請求に関する事等を知らせることとしている場合においては、当該様式によらないことができるものであること。

エ 法第二十一条第四項後段の規定による措置を採った場合の記録については、別添様式5(任意入院患者の退院制限した場合の記録)によるものとする。

オ 昭和六十三年四月八日厚生省告示第百三十号の第五「任意入院者の開放処遇の制限について」に規定する開放処遇の制限を行う理由を告知する書面については、別添様式6(開放処遇の制限を行うに当たってのお知らせ)によるものとする。ただし、個別の精神科病院において、別添様式6に準ずる書面により適正に患者に開放処遇の制限に関する事等を知らせることとしている場合においては、当該様式によらないことができるものであること。

(2) 措置入院等について

法第二十九条第三項(法第二十九条の二第四項において準用する場合を含む。)に規定する書面については、別添様式7(措置入院決定のお知らせ)によるものとする。

(3) 医療保護入院について

法第三十三条の三に規定する書面については、別添様式8(医療保護入院に際しての

お知らせ)によるものとする。ただし、個別の精神科病院において、別添様式8に準ずる書面により適正に患者に退院等の請求に関する事等を知らせることとしている場合においては、当該様式によらないことができるものであること。

(4) 応急入院について

法第三十三条の八後段により準用する法第二十九条第三項に規定する書面については、別添様式9(応急入院に際してのお知らせ)によるものとする。ただし、個別の精神科病院において、別添様式9に準ずる書面により適正に患者に退院等の請求に関する事等を知らせることとしている場合においては、当該様式によらないことができるものであること。

(5) 患者の隔離について

昭和六十三年四月八日厚生省告示第百三十号の第三「患者の隔離について」に規定する隔離を行うに当たっての告知については、別添様式10(隔離を行うに当たってのお知らせ)により行うよう努めるものとする。

(6) 身体的拘束について

昭和六十三年四月八日厚生省告示第百三十号の第四「身体的拘束について」に規定する身体的拘束を行うに当たっての告知については、別添様式11(身体的拘束を行うに当たってのお知らせ)により行うよう努めるものとする。

2 精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出等について

精神科病院の管理者から都道府県知事(指定都市にあってはその長。以下同じ。)に対する患者の入退院に際しての届出については、以下によるものとするので、遺漏なきようされたい。

(1) 措置入院者に係る届出について

法第二十九条の五に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、別添様式12(措置入院者の症状消退届)によるものとする。

(2) 医療保護入院者に係る届出等について

ア 法第三十三条第七項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第一項、第二項又は第三項後段の規定による入院についてそれぞれ別添様式13(医療保護入院者の入院届)又は別添様式14(特定医師による医療保護入院者(第三十三条第一項・第三項又は第三十三条第二項・第三項)の入院届及び記録)によるものとする。また、別添様式13の提出に当たっては入院診療計画書の写しを添付すること。

なお、別添様式13に添付する入院診療計画書の様式については別途通知することとしていること。

法第三十三条第五項に規定する精神科病院の管理者が作成する記録は、別添様式14(特定医師による医療保護入院者(第三十三条第一項・第三項又は第三十三条第二項・第三項)の入院届及び記録)を用いるものとする。

イ 法第三十三条の二に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、別添様式15(医療保護入院者の退院届)によるものとする。

(3) 応急入院者に係る届出等について

法第三十三条の七第五項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第一項又は第二項後段による入院についてそれぞれ別添様式16(応急入院届)又は別添様式17(特定医師による応急入院(第三十三条の七第二項)届及び記録)によるものとする。

法第三十三条の七第四項に規定する精神科病院の管理者が作成する記録は、別添様式17(特定医師による応急入院(第三十三条の七第二項)届及び記録)を用いるものとする。

3 入院患者に係る定期の報告等について

精神科病院の管理者から都道府県知事に対する入院患者の定期の病状報告等については、以下によるものとするので、遺漏なきようされたい。

(1) 措置入院者に係る報告について

法第三十八条の二第一項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する定期の報告は、別添様式18(措置入院者の定期病状報告書)によるものとする。

(2) 医療保護入院者に係る報告について

法第三十八条の二第二項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する定期の報告は、別添様式19(医療保護入院者の定期病状報告書)によるものとする。

(3) 任意入院患者に係る報告について

法第三十八条の二第三項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する報告は、別添様式20(任意入院患者の定期病状報告書)によるものとする。

報告の頻度は、入院後一年以上経過している者については、第二十条の規定による入院の日の属する月の翌月を初月とする同月以降の一二月ごとの各月に、開放処遇の制限(隔離・拘束を含む)を受けている者については、入院時から六か月経過時(ただ

し、一年以上経過している者については、一二月ごとの各月)を目途として行うものとする。

4 措置入院に関する診断書について

都道府県知事が行う法第二十七条第一項に規定する精神保健指定医(以下、「指定医」という。)の診察に当たっては、別添様式21(措置入院等に関する診断書)に記入を行うものとする。

5 その他の事項について

(1) 未成年者又は被後見人の任意入院に際しての同意書について

患者が任意入院に当たって行う「同意」とは、民法上の法律行為としての同意と必ずしも一致するものではなく、患者が自らの入院について積極的に拒んではない状態をいうものであること。したがって、未成年者又は被後見人である精神障害者の入院の場合の入院同意書の作成については、精神科病院の管理者との間の入院契約と異なり、親権者又は後見人の副書を求めたり、患者本人の同意書にこれらの者の同意書を添付させることは必要ではないこと。

(2) 任意入院の退院制限について

法第二十一条第三項に規定する退院制限は七十二時間を限度として認められているものであるが、この「七十二時間」は、患者が医師に対して退院を希望する意思を明らかにした時点から起算するものであって、その時点が夜間又は休日等であることにより扱いが異なるものではないこと。ただし、夜間に退院を希望する意思が明らかにされた場合には、通常の診療開始前に、退院についての指定医の診療を求めることとしても差し支えないこと。

(3) 外国人等に対する告知について

外国人等の患者に対して告知を行う場合には、告知の内容について患者の理解が得られるよう配慮すること。

(4) 電算処理による届出等の取扱いについて

精神科病院の管理者が都道府県知事に提出する患者の入退院に際しての届出等については、定められた様式による場合であれば、指定医等の署名部分を除き、当該精神科病院において電算処理により作成した届出等を用いて差し支えないこと。

(5) 届出等の用紙について

届出等に用いる用紙の大きさは、原則として、A4とすること。

様式 1

任意入院に際してのお知らせ

○ ○ ○ ○ 殿

令和 年 月 日

1. あなたの入院は、あなたの同意に基づく、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 20 条の規定による任意入院です。
2. あなたの入院中、手紙やはがきを受け取ったり出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で気づかることがあります。
3. あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
4. あなたの入院中、あなたの処遇は、原則として開放的な環境での処遇（夜間を除いて病院の出入りが自由に可能な処遇。）となります。しかし、治療上必要な場合には、あなたの開放処遇を制限することがあります。
5. あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
6. あなたの入院は任意入院でありますので、あなたの退院の申し出により、退院できます。ただし、精神保健指定医又は特定医師があなたを診察し、必要があると認めたときには、入院を継続していただくことがあります。その際には、入院継続の措置をとることについて、あなたに説明いたします。
7. 入院中、あなたの病状が良くなるように力を尽くしてまいります。もしも入院中の治療や生活について不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。
8. それでも入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

自治体の連絡先（電話番号を含む。）

病 院 名
管理者の氏名
主治医の氏名

様式 2

任 意 入 院 同 意 書

平成 年 月 日

病院長 殿

入院者本人 氏 名

生年月日

住 所

私は、「入院に際してのお知らせ」（入院時告知事項）を了承のうえ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 21 条第 1 項の規定により、貴院に入院することに同意いたします。

様式 3

任 意 入 院 （ 継 続 ） 同 意 書

平成 年 月 日

病院長 殿

入院者本人 氏 名

生年月日

住 所

私は、「入院に際してのお知らせ」（入院時告知事項）を了承のうえ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 21 条第 1 項の規定により、貴院に引き続き入院することに同意いたします。

様式4

入院継続に際してのお知らせ

○ ○ ○ ○ 殿

年 月 日

【任意入院中の退院制限について】

任意入院中の退院制限とは、任意入院者から退院の申し出があった際、精神保健指定医又は特定医師による診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると判定された方について、72時間以内に限り入院を継続いただく制度です。

あなたから退院の申し出がありましたが、(□精神保健指定医・□特定医師)の診察の結果、以下の理由・目的により、入院が必要であると認められたため、

年 月 日 (□午前・□午後 時)、入院継続となりました。

あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条 [□①第3項、□②4項後段]の規定による任意入院中の退院制限によるものです。

【入院理由について】

1. あなたは、診察の結果、以下の状態にあると判定されました。

- ①幻覚妄想状態 (幻覚や妄想があり、それらを現実と区別することが難しい)
- ②精神運動興奮状態 (欲動や意志が昂ぶり、興奮しやすく、自分で抑えることが難しい)
- ③昏迷状態 (意志発動性の強い抑制や、著しい混乱により、外界への応答が難しい)
- ④抑うつ状態 (気分の落ち込みや悲観的な考え、興味や喜びの消失などが続いている)
- ⑤躁状態 (気分の高揚や著しい活発さ、苛立ち等が続いている)
- ⑥せん妄・もうろう状態 (意識障害により覚醒水準が低下している)
- ⑦認知症状態 (認知機能が低下し、日常全般に支障を来している)
- ⑧統合失調症等残遺状態 (障害により日常生活動作、社会的判断・機能遂行が難しい)
- ⑨その他 ()

2. あなたは、以下の理由により入院されました。

- 外来への通院等においては、十分な治療ができないことから、手厚い医療を提供するため、入院の必要性があります
- あなたの安全を確保しながら診断や治療を行うため、入院の必要性があります
- その他 ()

裏面に続く

【入院中の生活について】

1. あなたの入院中、手紙やはがきを受け取ったり出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で気づかることがあります。
2. あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
3. あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
4. あなたの入院期間については、一定期間ごとに入院の必要性について確認を行います。
5. 入院中、あなたの病状が良くなるように力を尽くしてまいります。もしも入院中の治療や生活について不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。
6. それでも入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

自治体の連絡先（電話番号を含む。）

病 院 名
管 理 者 の 氏 名
指 定 医 ・ 特 定 医 師 の 氏 名
主 治 医 の 氏 名

様式5

任意入院患者を退院制限した場合の記録

令和 年 月 日

殿

病院名

所在地

管理者名

任意入院患者	フリガナ			生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月	日生
	氏名	(男・女)			(満 歳)			
	住所	都道府県	都市区	町村区				
任意入院退院制限年月日	令和 年 月 日 (午前・午後 時)	今回の入院年月日	昭和 平成 令和		年	月	日	
		入院形態						
病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー ()	3 身体合併症					
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕	(陳述者氏名 続柄)							
初回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態)							
前回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態)							
初回から前回までの入院回数	計 回							
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()							

<その他の重要な症状> <問題行動等> <現在の状態像>	VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他()		
	VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他()		
	VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他()		
	IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()		
任意入院継続の必要性			
入院の継続が必要と認めた特定医師氏名	署名		
確認した精神保健指定医氏名	署名	診察日時	令和 年 月 日 (午前・午後 時)
精神保健指定医が退院制限が妥当でないと判断した場合の理由			

事後審査委員会意見	
-----------	--

記載上の留意事項

- 1 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。) なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 5 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 7 診断した特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 8 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式 6

開放処遇の制限を行うに当たってのお知らせ

殿

平成 年 月 日

- 1 あなたの状態が、下記に該当するため、これから（午前・午後 時 分）開放処遇を制限します。
- 2 下記の状態がなくなれば、再び開放処遇となります。

記

- ア 他の患者との人間関係を著しく損なうおそれがある等、その言動が患者の病状の経過や予後に悪く影響する状態
- イ 自殺企図又は自傷行為のおそれがある状態
- ウ ア又はイのほか、当該患者の病状からみて、開放処遇を継続することが困難な状態
- エ その他（ ）

医師の氏名

様式 7

措置入院決定のお知らせ

〇 〇 〇 〇 殿

年 月 日
〇 〇 〇 知事

【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、【①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他（ ）】にあり、ご自身を傷ついたり、又は他人に害を及ぼすおそれがあることから、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条の 2 の規定】による入院措置（措置入院・緊急措置入院）が必要であると認めたので通知します。

【入院中の生活について】

- 1 あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院であずかることがあります。
- 2 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 3 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。
- 4 もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。

裏面に続く

【入院や入院生活にご納得のいかない場合】

- 1 あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

自治体の連絡先（電話番号を含む。）

- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 3 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式 8

医療保護入院に際してのお知らせ

○ ○ ○ ○ 殿

年 月 日

【医療保護入院について】

医療保護入院とは、精神保健指定医又は特定医師による診察の結果、精神障害があり、医療と保護のために入院の必要があると判定された方であって、その精神障害のために入院に同意いただけない場合に、やむを得ずご家族などの同意を得て、入院していただく制度です。

あなたは、(□精神保健指定医・□特定医師)の診察の結果、以下の理由・目的により、入院が必要であると認められたため、 年 月 日(□午前・□午後 時)、入院されました。

あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条 [□①第 1 項、□②第 2 項、□③第 3 項後段] の規定による医療保護入院です。

【入院理由について】

1. あなたは、診察の結果、以下の状態にあると判定されました。

- ①幻覚妄想状態 (幻覚や妄想があり、それらを現実と区別することが難しい)
- ②精神運動興奮状態 (欲動や意志が昂ぶり、興奮しやすく、自分で抑えることが難しい)
- ③昏迷状態 (意志発動性の強い抑制や、著しい混乱により、外界への応答が難しい)
- ④抑うつ状態 (気分の落ち込みや悲観的な考え、興味や喜びの消失などが続いている)
- ⑤躁状態 (気分の高揚や著しい活発さ、苛立ち等が続いている)
- ⑥せん妄・もうろう状態 (意識障害により覚醒水準が低下している)
- ⑦認知症状態 (認知機能が低下し、日常全般に支障を来している)
- ⑧統合失調症等残遺状態 (障害により日常生活動作、社会的判断・機能遂行が難しい)
- ⑨その他 ()

2. あなたは、以下の理由により入院されました。

- 外来への通院等においては、十分な治療ができないことから、手厚い医療を提供するため、入院の必要性があります
- あなたの安全を確保しながら診断や治療を行うため、入院の必要性があります
- その他 ()

裏面に続く

【入院中の生活について】

1. あなたの入院中、手紙やはがきを受け取ったり出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で気づかることがあります。
2. あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
3. あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
4. あなたの入院期間については、一定期間ごとに入院の必要性について確認を行います。
5. 入院中、あなたの病状が良くなるように力を尽くしてまいります。もしも入院中の治療や生活について不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。
6. それでも入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

自治体の連絡先（電話番号を含む。）

病 院 名

管 理 者 の 氏 名

指定医・特定医師の氏名

主 治 医 の 氏 名（※）

（※）指定医等とは別に、すでに主治医が決まっている場合に記載

様式 9

応急入院に際してのお知らせ

○ ○ ○ ○ 殿

年 月 日

【応急入院について】

応急入院とは、精神保健指定医又は特定医師による診察の結果、精神障害があり、医療と保護のために入院の必要があると判定された方であって、その精神障害のために入院に同意いただけず、また、急速を要し、ご家族等の同意を得ることができない場合に、入院後 72 時間以内に限り入院していただく制度です。

あなたは、(□精神保健指定医・□特定医師)の診察の結果、以下の理由・目的により、入院が必要であると認められたため、 年 月 日(□午前・□午後 時)、入院されました。

あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条の 7 [□①第 1 項、□②第 2 項後段]の規定による応急入院です。

【入院理由について】

1. あなたは、診察の結果、以下の状態にあると判定されました。

- ①幻覚妄想状態 (幻覚や妄想があり、それらを現実と区別することが難しい)
- ②精神運動興奮状態 (欲動や意志が昂ぶり、興奮しやすく、自分で抑えることが難しい)
- ③昏迷状態 (意志発動性の強い抑制や、著しい混乱により、外界への応答が難しい)
- ④抑うつ状態 (気分の落ち込みや悲観的な考え、興味や喜びの消失などが続いている)
- ⑤躁状態 (気分の高揚や著しい活発さ、苛立ち等が続いている)
- ⑥せん妄・もうろう状態 (意識障害により覚醒水準が低下している)
- ⑦認知症状態 (認知機能が低下し、日常全般に支障を来している)
- ⑧統合失調症等残遺状態 (障害により日常生活動作、社会的判断・機能遂行が難しい)
- ⑨その他 ()

2. あなたは、以下の理由により入院されました。

- 外来への通院等においては、十分な治療ができないことから、手厚い医療を提供するため、入院の必要性があります
- あなたの安全を確保しながら診断や治療を行うため、入院の必要性があります
- その他 ()

裏面に続く

【入院中の生活について】

1. あなたの入院中、手紙やはがきを受け取ったり出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で気づかることがあります。
2. あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
3. あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
4. あなたの入院期間については、一定期間ごとに入院の必要性について確認を行います。
5. 入院中、あなたの病状が良くなるように力を尽くしてまいります。もしも入院中の治療や生活について不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。
6. それでも入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

自治体の連絡先（電話番号を含む。）

病 院 名
管 理 者 の 氏 名
指 定 医 ・ 特 定 医 師 の 氏 名
主 治 医 の 氏 名 (※)

(※) 指定医等とは別に、すでに主治医が決まっている場合に記載

様式 10

隔離を行うに当たってのお知らせ

殿

平成 年 月 日

- 1 あなたの状態が、下記に該当するため、これから（午前・午後 時 分）隔離をします。
- 2 下記の状態がなくなれば、隔離を解除します。

記

- ア 他の患者との人間関係を著しく損なうおそれがある等、その言動が患者の病状の経過や予後に悪く影響する状態
- イ 自殺企図又は自傷行為が切迫している状態
- ウ 他の患者に対する暴行行為や著しい迷惑行為、器物破損行為が認められ、他の方法ではこれを防ぎきれない状態
- エ 急性精神運動興奮等のため、不穏、多動、爆発性などが目立ち、一般の精神病室では医療又は保護を図ることが著しく困難な状態
- オ 身体的合併症を有する患者について、検査及び処置等のため、隔離が必要な場合
- カ その他（ ）

医師の氏名

様式 11

身体的拘束を行うに当たってのお知らせ

殿

平成 年 月 日

- 1 あなたの状態が、下記に該当するため、これから（午前・午後 時 分）身体的拘束をします。
- 2 下記の状態がなくなれば、身体的拘束を解除します。

記

- ア 自殺企図又は自傷行為が著しく切迫している状態
- イ 多動又は不穏が顕著である状態
- ウ ア又はイのほか精神障害のために、そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれがある状態
- エ その他（ ）

精神保健指定医の氏名

様式12

措置入院者の症状消退届

令和 年 月 日

殿

病院名
所在地
管理者名

下記の措置入院者について措置症状が消退したと認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の5の規定により届け出ます。

措置入院者	フリガナ			
	氏名	(男・女)	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日生 (満 歳)
	住所	都道府県	郡市区	町村区
措置年月日	昭和 平成 令和 年 月 日			
病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー()	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー()	3 身体合併症	
入院以降の病状又は 状態像の経過 〔措置症状消退と関連 して記載すること。〕				
措置症状の消退を認めた 精神保健指定医氏名	署名			
措置解除後の処置に 関する意見	1 入院継続 (任意入院・医療保護入院・他科) 4 死亡 5 その他 ()		2 通院医療	3 転医
退院後の帰住先	1 自宅 (i 家族と同居、ii 単身) 3 その他 ()		2 施設	
帰住先の住所	都道府県	郡市区	町村区	
訪問指導等に 関する意見				
障害福祉サービス等 の活用に関する意見				
主治医氏名				

記載上の留意事項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 3 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式13

医療保護入院者の入院届

令和 年 月 日

殿

病院名

所在地

管理者名

医療保護入院者	フリガナ			生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月	日生
	氏名	(男・女)			(満 歳)			
	住所	都道府県	都市 区	町村 区				
家族等の同意により 入院した年月日	令和 年 月 日	今回の入院年月日	昭和 平成 令和	年	月	日		
		入院形態						
第34条による移送の有無	有り		なし					
病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー ()	3 身体合併症					
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科 受診歴等を記載すること。〕 (特定医師の診察により 入院した場合には特定医 師の採った措置の妥当性 について記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)							
初回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ～ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態)							
前回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ～ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態)							
初回から前回までの 入院回数	計 回							
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()							

<p><その他の重要な症状></p> <p><問題行動等></p> <p><現在の状態像></p>	<p>V 思考</p> <p>1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止</p> <p>7 強迫観念 8 その他 ()</p> <p>VI 感情・情動</p> <p>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越</p> <p>6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()</p> <p>VII 意欲</p> <p>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止</p> <p>6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識</p> <p>1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動</p> <p>1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ()</p> <p>4 その他 ()</p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()</p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態</p> <p>4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態</p> <p>8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()</p>
---	---

<p>医療保護入院の必要性</p> <p>〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕</p>	
---	--

<p>入院を必要と認めた精神保健指定医氏名</p>	署名						
<p>同意をした家族等</p>	氏名	(男・女)	続柄	生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日生	
		(男・女)	続柄		明・大 昭・平・令	年 月 日生	
	住所	都道府県	郡市区	町村区			
		都道府県	郡市区	町村区			
<p>1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等</p> <p>4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人</p> <p>7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 昭和・平成・令和 年 月 日）</p> <p>8 市町村長</p>							

<p>審査会意見</p>	
<p>都道府県の措置</p>	

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
ただし、第34条による移送が行われた場合は、この欄は、記載する必要はないこと。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 5 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 7 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 9 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 10 提出に当たっては、推定される医療保護入院による入院期間及び選任された退院後生活環境相談員を記載した医療法施行規則第1条の5に規定する入院診療計画書の写しを添付すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式14

特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項）の入院届及び記録

令和 年 月 日

殿

病院名
所在地
管理者名

医療保護入院者	フリガナ			生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月	日生 (満 歳)
	氏名	(男・女)						
	住所	都道府県	市区	町村区				
家族等の同意により 入院した年月日	令和 年 月 日 (午前・午後 時)	今回の入院年月日	昭和 平成 令和	年	月	日		
		入院形態						
病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー ()	3 身体合併症					
生活歴及び現病歴	(推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。) (陳述者氏名 続柄)							
初回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ～ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態)							
前回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ～ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態)							
初回から前回までの 入院回数	計 回							
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()							

<p><その他の重要な症状></p> <p><問題行動等></p> <p><現在の状態像></p>	<p>V 思考</p> <p>1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止</p> <p>7 強迫観念 8 その他 ()</p> <p>VI 感情・情動</p> <p>1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越</p> <p>6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()</p> <p>VII 意欲</p> <p>1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止</p> <p>6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識</p> <p>1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動</p> <p>1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ()</p> <p>4 その他 ()</p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()</p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態</p> <p>4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態</p> <p>8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()</p>
---	---

<p>医療保護入院の必要性</p> <p>〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕</p>	
---	--

<p>入院を必要と認めた 特定医師氏名</p>	署名
-----------------------------	----

<p>確認した 精神保健指定医氏名</p>	署名	診察日時	令和 年 月 日 (午前・午後 時)
---------------------------	----	------	-----------------------

<p>精神保健指定医が入院妥当でないと判断した場合の理由</p>	
----------------------------------	--

<p>同意をした家族等</p>	<p>氏名</p>	(男・女)	続柄	<p>生年月日</p>	明・大 年 月 日生 昭・平・令	
		(男・女)	続柄		明・大 年 月 日生 昭・平・令	
	<p>住所</p>	都道府県	郡市区	町村区		
		都道府県	郡市区	町村区		
<p>1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等</p> <p>4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人</p> <p>7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日 昭和・平成 年 月 日)</p> <p>8 市町村長</p>						

<p>事後審査委員会意見</p>	
------------------	--

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条の7第2項入院」と記載すること。) なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 5 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 7 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 8 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 10 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11 事後審査委員会意見は記録の場合について記載すること。
- 12 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

医療保護入院者の退院届

令和 年 月 日

殿

病院名
所在地
管理者名

下記の医療保護入院者が退院したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の2の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ	-----		
	氏名	(男・女)	生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日生 (満 歳)
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区
入 院 年 月 日 (医療保護入院)	昭和 平成 令和 年 月 日			
退 院 年 月 日	令和 年 月 日			
病 名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー()	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー()	3 身体合併症	
退 院 後 の 処 置	1 入院継続 (任意入院・措置入院・他科) 2 通院医療 3 転医 4 死亡 5 その他 ()			
退 院 後 の 帰 住 先	1 自宅 (i 家族と同居、ii 単身) 2 施設 3 その他 ()			
帰 住 先 の 住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区	
訪 問 指 導 等 に 関 する 意 見				
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 等 の 活 用 に 関 する 意 見				
主 治 医 氏 名				

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 入院年月日の欄は、第33条第1項又は第2項による医療保護入院の年月日を記載すること。
- 2 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

応急入院届

令和 年 月 日

殿

病院名

所在地

管理者名

応急入院者	フリガナ			
	氏名	(男・女)	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日生 (満 歳)
	住所	都道府県	市区	町村区
依頼をした者の入院者との関係				
入院年月日	令和 年 月 日 (午前・午後 時)			
第34条による移送の有無	有り なし			
病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー()	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー()	3 身体合併症	
応急入院の必要性 〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕 (特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。)				
病状または状態像の概要				
応急入院を採った理由 〔家族等の同意を得ることのできなかつた理由を含め、応急入院を採った理由について記載すること。〕				
入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	署名			

記載上の留意事項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、第34条による移送が行われた場合は、この欄は、記載する必要はないこと。
- 2 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

様式17

特定医師による応急入院（第33条の7第2項）届及び記録

令和 年 月 日

殿

病院名
所在地
管理者名

応急入院者	フリガナ			
	氏名	(男・女)		生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 (満 歳)
	住所	都道府県	郡市区	町村区
依頼をした者の入院者との関係				
入院年月日	令和 年 月 日 (午前・午後 時)			
病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICD カテゴリー ()	3 身体合併症	
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕	(陳述者氏名 続柄)			
応急入院の必要性 〔患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。〕				
初回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態)			
前回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態)			
初回から前回までの入院回数	計 回			

- 4 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 7 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 事後審査委員会意見は記録の場合について記載すること。
- 9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式18

措置入院者の定期病状報告書

令和 年 月 日

殿

病院名

所在地

管理者名

措置入院者	フリガナ			生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月	日生 (満 歳)	
	氏名	(男・女)							
	住所	都道府県	都市区	町村区					
措置年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	今回の入院年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
					入院形態				
前回の定期報告年月日	令和 年 月 日								
病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー ()		2 従たる精神障害 ICD カテゴリー ()		3 身体合併症				
生活歴及び現病歴	<p>〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕</p> <p>(陳述者氏名 続柄)</p>								
初回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態)								
前回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態)								
初回から前回までの入院回数	計 回								
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は3か月間)の仮退院の実績	計 回 延日数 日								
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は過去3か月間)の治療の内容とその結果	<p>〔問題行動を中心として記載すること。〕</p>								
今後の治療方針(再発防止への対応含む)									
処遇、看護及び指導の現状	隔離	i 多用 ii 時々 iii ほとんど不要							
	注意必要度	i 常に厳重な注意 ii 随時一応の注意 iii ほとんど不要							
	日常生活の介助指導必要性	i 極めて手間のかかる介助 ii 比較的簡単な介助と指導 iii 生活指導を要する iv その他 ()							

重大な問題行動（Aはこれまでの、 Bは今後起こるおそれある行動）		現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像（該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。）	
1 殺人	A	B	<現在の精神症状> I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他（ ） II 知能（軽度障害、中等度障害、重度障害） III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他（ ） IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他（ ） V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他（ ） VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他（ ） VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他（ ） VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他（ ） IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他（ ） <その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存（ ） 4 その他（ ） <問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他（ ） <現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他（ ）
2 放火	A	B	
3 強盗	A	B	
4 強制的性交等	A	B	
5 強制わいせつ	A	B	
6 傷害	A	B	
7 暴行	A	B	
8 恐喝	A	B	
9 脅迫	A	B	
10 窃盗	A	B	
11 器物損壊	A	B	
12 弄火又は失火	A	B	
13 家宅侵入	A	B	
14 詐欺等の経済的な問題行動	A	B	
15 自殺企図	A	B	
16 自傷	A	B	
17 その他（ ）	A	B	
診 察 時 の 特 記 事 項			
本報告に係る診察年月日	令和 年 月 日		
診 察 し た 精神保健指定医氏名	署名		

審 査 会 意 見	
都 道 府 県 の 措 置	

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 8 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 9 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 10 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式19

医療保護入院者の定期病状報告書

令和 年 月 日

殿

病院名
所在地
管理者名

医療保護入院者	フリガナ				生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月	日生 (満 歳)
	氏名	(男・女)							
	住所	都道府県	都市区	町村区					
医療保護入院年月日 (第33条第1項・第2項 による入院)	昭和 平成 令和	年	月	日	今回の入院年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
					入院形態				
前回の定期報告年月日	令和 年 月 日								
病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー ()		2 従たる精神障害 ICD カテゴリー ()		3 身体合併症				
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科 受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)								
初回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態)								
前回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態)								
初回から前回までの 入院回数	計 回								
過去12か月間の外泊の 実績	1 不定期的 2 定期的 (i 月単位 ii 数か月単位 iii 盆や正月) 3 なし								
過去12か月間の治療の内 容と、その結果及び通院 又は任意入院に変更でき なかった理由									
症状の経過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向								
今後の治療方針 (患者本 人の病識や治療への意欲 を得るための取り組みに ついて)									

<p>退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会で決定した推定される入院期間等について)</p>	<p>選任された退院後生活環境相談員</p>
<p><現在の精神症状></p> <p><その他の重要な症状></p> <p><問題行動等></p> <p><現在の状態像></p>	<p>I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()</p> <p>II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)</p> <p>III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p> <p>1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()</p> <p>1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()</p> <p>1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()</p>
<p>本報告に係る診察年月日</p>	<p>令和 年 月 日</p>
<p>診断した精神保健指定医氏名</p>	<p>署名</p>

<p>審査会意見</p>	
<p>都道府県の措置</p>	

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「過去12か月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由」の欄にその旨を記載すること。
- 8 「退院に向けた取組の状況」の欄については、
 - ① 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等
 - ② 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
 - ③ 医療保護入院者退院支援委員会での審議状況等について記載することとし、③については、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会における審議結果記録の写しを添付した上で、その旨同欄に明記すること。
- 9 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 10 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

任意入院患者の定期病状報告書

令和 年 月 日

殿

病院名
所在地
管理者名

任意入院患者	フリガナ			生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月	日生 (満 歳)	
	氏名	(男・女)							
	住所	都道府県	郡市区	町村区					
任意入院年月日 (第20条による入院)	昭和 平成 令和	年	月	日	今回の入院年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
					入院形態				
前回の定期報告年月	令和	年	月	日					
病名	1 主たる精神障害 ICD カテゴリー ()		2 従たる精神障害 ICD カテゴリー ()		3 身体合併症				
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科 受診歴等を記載するこ と。〕	(陳述者氏名 続柄)								
初回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態)								
前回入院期間	昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 (入院形態)								
初回から前回までの 入院回数	計 回								
過去12か月間の外泊の 実績	1 不定期的 2 定期的 (i 月単位 ii 数か月単位 iii 盆や正月) 3 なし								
過去12か月間の治療の内 容とその結果 (過去12か 月間に行動制限が行われ た際はその必要性につい て)									

症 状 の 経 過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向
任意入院継続の必要性 (通院へ変更ができない理由について具体的に説明すること)	
今後の退院へ向けた取組み	
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()
<その他の重要な症状>	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()
<問題行動等>	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()
<現在の状態像>	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
本報告に係る診察年月日	令和 年 月 日
診断した主治医氏名	署名

審 査 会 意 見	
都 道 府 県 の 措 置	

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、主治医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 6 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「任意入院継続の必要性」の欄にその旨を記載すること。
- 8 入院時より6か月の間に、開放処遇が制限された者の6か月経過時の報告においては、「過去12か月間」とあるのは「過去6か月間」と読み替えること。
- 9 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 10 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式21

措置入院に関する診断書

申請等の形式	i 親族又は一般人申請（第22条） ii 警察官通報（第23条） iii 検察官通報（第24条） iv 保護観察所長通報（第25条） v 矯正施設長通報（第26条） vi 精神科病院管理者届出（第26条の2） vii 医療観察法対象者〔指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報〕（第26条の3） viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察（第27条第2項）		
申請等の添付資料	i あり ii なし		
被診察者 （精神障害者）	フリガナ		明治 大正 昭和 平成
	氏名	(男・女)	年 月 日 日生 (満 歳)
	住所	都道府県 市区	町村 区
	職業		
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症
	ICD カテゴリー ()	ICD カテゴリー ()	
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕	(陳述者氏名 続柄)		
初回入院期間	昭和・平成 年 月 日 ～ 昭和・平成 年 月 日 (入院形態)		
前回入院期間	昭和・平成 年 月 日 ～ 昭和・平成 年 月 日 (入院形態)		
初回から前回までの入院回数	計 回		
重大な問題行動（Aはこれまでの、Bは今後おそれる問題行動）	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像（該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。）		
1 殺人	A B	<現在の精神症状>	
2 放火	A B	I 意識	
3 強盗	A B	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()	
4 強制的性交等	A B	II 知能（軽度障害、中等度障害、重度障害）	
5 強制わいせつ	A B	III 記憶	
6 傷害	A B	1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()	
7 暴行	A B	IV 知覚	
8 恐喝	A B	1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()	
9 脅迫	A B	V 思考	
10 窃盗	A B	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸	
11 器物損壊	A B	6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()	
12 弄火又は失火	A B	VI 感情・情動	
13 家宅侵入	A B	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁	
14 詐欺等の経済的な問題行動	A B	5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()	
15 自殺企図	A B	VII 意欲	
16 自傷	A B	1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止	
17 その他 ()	A B	6 無為・無関心 7 その他 ()	
	A B	VIII 自我意識	
	A B	1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()	

		IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 () <その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 () <問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 () <現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
診察時の特記事項		
医学的総合判断	I 要措置	II 措置不要
以上のように診断する。	平成 年 月 日	
	精神保健指定医氏名 署名	

(行政庁における記載欄)	
診察に立会った者 (親権者、配偶者等)	氏名 (男・女) 続柄又は職業 年齢 歳
診 察 場 所	
診 察 日 時	平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分
職 員 氏 名	
行政庁の措置	
行政庁メモ	

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 2 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含むこととする。
- 3 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 4 重大な問題行動の欄には、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを○で囲むこと。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 7 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

障 発 0330 第 4 号
令和 5 年 3 月 30 日

都道府県
各 障害保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
（ 公 印 省 略 ）

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条第三項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）が一部改正されたことに伴い、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条第三項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」の一部改正について」（令和 5 年 3 月 2 日付障発 0302 第 5 号）を発出したところですが、新旧対照表については、文言適正化等のため、別添のものとします。

これらは、令和 5 年 4 月 1 日から適用されますので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、適切に対応方御配慮いただきますようお願いいたします。

別添

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条第三項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について（昭和63年6月2日 健医発第743号厚生省保健医療局長通知）【新旧対照表】

（変更点は下線部）

改正後	現行
<p>健医発第743号 昭和63年6月22日 一部改正 障発第335号 平成13年8月6日 一部改正 障発0124第4号 平成26年1月24日 一部改正 障発0302第5号 令和5年3月2日</p>	<p>健医発第743号 昭和63年6月22日 一部改正 障発第335号 平成13年8月6日</p>
<p>各都道府県知事 殿 厚生労働省社会・援護局長</p>	<p>各都道府県知事 殿 厚生労働省社会・援護局長</p>
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条<u>第二項</u>に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について （略）</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条<u>第三項</u>に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について （略）</p>
<p>別添 市町村長同意事務処理要領 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二五年法律第一二三号。以下「法」という。）第三十三条<u>第二項</u>に基づき医療保護入院に必要な同意を市町村長が行う場合の事務処理については、以下の要領によること。 一 入院時に市町村長の同意の対象となる者 次のすべての要件を満たす者 （一）～（三） （略） （四）病院側の調査の結果、以下のいずれかに該当すること。 <u>ア 当該精神障害者の家族等がいずれもない</u> <u>イ 家族等の全員がその意思を表示することができない。</u> <u>（注）当該精神障害者について、家族等から虐待・ドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）等が行われている又は疑われる場合、当該家族等については、ア・イに記載する「家族等」に該当しない者として取り扱うこと。</u></p>	<p>別添 市町村長同意事務処理要領 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二五年法律第一二三号。以下「法」という。）第三十三条<u>第三項</u>に基づき医療保護入院に必要な同意を市町村長が行う場合の事務処理については、以下の要領によること。 一 入院時に市町村長の同意の対象となる者 次のすべての要件を満たす者 （一）～（三） （略） （四）病院側の調査の結果、<u>当該精神障害者の家族等のいずれもないか、又はその家族等の全員がその意思を表示することができないこと（これらの家族等のうちいずれかの者がおり、その同意が得られないときは、医療保護入院はできないこと。）。</u></p>

二 (略)

三 病院からの連絡

病院は、入院する患者について、居住地、家族等のうちいずれかの者の有無等を調査し、当該患者が入院につき市町村長の同意が必要な者である場合には、速やかに市町村長の同意の依頼を行うこと。

なお、入院の同意の依頼の際には、市町村長の同意を行うために必要な事項が明らかになるように、次のような事項について連絡すること。

- ア 患者の氏名、生年月日、性別
- イ 患者の居住地又は現在地
- ウ 患者の本籍地
- エ 患者の病状(入院が必要かどうかの判断をする根拠となるもの)
- オ 患者の家族構成及び家族に対する連絡先
- カ 患者に対する家族等からの虐待・DV等に関連して必要な情報

- (ア) 患者に対する虐待・DV等に係る家族等の氏名
- (イ) 患者に対する家族等からの虐待・DV等が疑われ、病院から行政に対し通報等を行っている場合、その内容と通報窓口の連絡先
- (ウ) 患者に対して虐待・DV等の一時保護措置等の対応が取られている場合、その内容と保護先の施設担当者等の連絡先
- (エ) 患者からDV等支援措置を受けている旨の申し出があった場合、その内容

- キ 患者を診察した指定医の氏名
- ク その他参考となる事項

なお、市町村長の同意の依頼は迅速に行うこと。このため、同意の依頼は電話等口頭で行えるが、口頭依頼後に速やかに同意依頼書(様式一)を市町村長にあて送付すること。

注

(1) 項目カ(イ)の「通報等」とは、以下の内容を指す(以下「通報等」という。)

- ・ 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)(以下「児童虐待防止法」という。)第六条第一項の規定による通告
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)(以下「配偶者暴力防止法」という。)第六条第一項の規定による通報
- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する

二 (略)

三 病院からの連絡

病院は、入院する患者について、居住地、家族等のうちいずれかの者の有無等を調査し、当該患者が入院につき市町村長の同意が必要な者である場合には、速やかに市町村長の同意の依頼を行うこと。

なお、入院の同意の依頼の際には、市町村長の同意を行うために必要な事項が明らかになるように、次のような事項について連絡すること。

- ア 患者の氏名、生年月日、性別
- イ 患者の居住地又は現在地
- ウ 患者の本籍地
- エ 患者の病状(入院が必要かどうかの判断をする根拠となるもの)
- オ 患者の家族構成及び家族に対する連絡先

(新設)

- カ 患者を診察した指定医の氏名
- キ その他参考となる事項

なお、市町村長の同意の依頼は迅速に行うこと。このため、同意の依頼は電話等口頭で行えるが、口頭依頼後に速やかに同意依頼書(様式一)を市町村長にあて送付すること。

(新設)

法律（平成十七年法律第二百二十四号）（以下「高齢者虐待防止法」という。） 第七条第一項の規定による通報

- ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（以下「障害者虐待防止法」という。） 第七条第一項の規定による通報

(2) 項目カ（ウ）の「一時保護措置等」とは、以下の措置を指す（以下「一時保護措置等」という。）。

- ・ 児童虐待防止法第八条第二項第一号の措置
- ・ 配偶者暴力防止法第三条第三項第三号の措置
- ・ 高齢者虐待防止法第九条第二項の措置
- ・ 障害者虐待防止法第九条第二項の措置
- ・ その他、上記措置に準ずる措置

(3) 項目カ（エ）の「DV等支援措置」とは、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号、自治振第150号等法務省民事局長、自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）第5-10の措置を指す（以下「DV等支援措置」という。）。

四 市町村において行われる手続き

(一) 市町村の担当者は、病院から電話等で入院の同意の依頼を受けた際には、市町村長の同意を行うために必要な次のような事項については聴取票(様式二)に記載して明らかにしておくこと。

- ア 患者が入院する病院の名称・所在地
- イ 患者の氏名、性別、生年月日
- ウ 患者の居住地又は現在地
- エ 患者の本籍地
- オ 患者の病状(入院が必要かどうかの判断をする根拠となるもの)

カ 患者の家族構成及び家族に対する連絡先

キ 患者に対する家族等からの虐待・DV等に関連して必要な情報

(ア) 患者に対する虐待・DV等に係る家族等の氏名。

(イ) 患者に対する家族等からの虐待・DV等が疑われ、病院から行政に対し通報等を行っている場合、その内容と通報窓口の連絡先

(ウ) 患者に対して虐待・DV等の一時保護措置等の対応が取られている場合、その内容と保護先の施設担当者等の連絡先

(エ) 患者からDV等支援措置を受けている旨の申し出があった場合、その内容

ク 患者を診察した指定医の氏名

ク 聴取した日

四 市町村において行われる手続き

(一) 市町村の担当者は、病院から電話等で入院の同意の依頼を受けた際には、市町村長の同意を行うために必要な次のような事項については聴取票(様式二)に記載して明らかにしておくこと。

- ア 患者が入院する病院の名称・所在地
- イ 患者の氏名、性別、生年月日
- ウ 患者の居住地又は現在地
- エ 患者の本籍地
- オ 患者の病状(入院が必要かどうかの判断をする根拠となるもの)

カ 患者の家族構成及び家族に対する連絡先
(新設)

キ 患者を診察した指定医の氏名

ク 聴取した日

(二) 病院から依頼を受けた後、市町村の担当者は、患者が市町村長の入院の同意の対象者であるかどうかを確認するため、以下のよう
 な手続きをとること。
 ア 患者が居住地を申し出ている場合には、住民票等によりその
 確認を行うこと。
(注1) 確認できない場合には、居住地が不明な者として二(二)
のケースとして扱うこと。
 イ 病院が把握していない家族等の存在を把握し、連絡がとれる
 場合には、その同意の意思の有無を確認すること。ただし、そ
の際、対象の患者がDV等支援措置の対象となっているか否かを
確認する。当該患者がDV等支援措置の対象となっており、かつ
、当該家族等がDV等支援措置による住民票の閲覧の制限等を受
けている場合は、当該家族等については一(四)のケースとし
て取り扱い、連絡は取らないこと。
 ウ 患者に対する家族等からの虐待・DV等が疑われ、病院が行政
に対し虐待・DV等に係る通報等を行っている場合は、通報先の
窓口で連絡を取り、通報等が適切に受理されていることを確認
すること。(ただし、その時点で虐待の事実がないことが判明
している場合は、通報の対象とされている家族等について、法
第5条第2項に規定する「家族等」と取り扱って差し支えない
。)
 エ 患者に対して、家族等からの虐待・DV等により一時保護措置
等が取られている旨、病院から連絡があった場合は、一時保護
先の施設担当者等に連絡を取り、一時保護措置等が現に実施さ
れているか確認すること。
 オ 患者からDV等支援措置を受けている旨の申し出があったと病
院から連絡があった場合は、その内容について事実と相違ない
か確認すること。
(注2) ウからオまでに掲げる事実について確認できた場合、患
者に対してDV・虐待等を行った(もしくはそれが疑われる
)家族等については、精神保健及び精神障害者福祉に関す
る法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)第一
条各号に該当するものとして取り扱うこと。

(三) ~ (五) (略)

五 (略)

様式1

年 月 日

(二) 病院から依頼を受けた後、市町村の担当者は、患者が市町村長の入院の同意の対象者であるかどうかを確認するため、以下のよう
 な手続きをとること。
 ア 患者が居住地を申し出ている場合には、住民票等によりその
 確認を行うこと。
(注) 確認できない場合には、居住地が不明な者として二(二)のケー
スとして扱うこと。
 イ 病院が把握していない家族等の存在を把握し、連絡がとれる
 場合には、その同意の意思の有無を確認すること。

(新設)

(三) ~ (五) (略)

五 (略)

様式1

年 月 日

医療保護入院同意依頼書

(略)

下記の者について、医療及び保護のために入院の必要があると認められましたが、他に家族等がないため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項により貴職による同意をお願い致します。

記

1. 居住地（又は現在地）2. 氏名3. 生年月日・性別4. 本籍地5. 病状6. 診察した指定医の氏名7. 家族構成及び連絡先8. その他参考となる事項

(過去の入院歴等参考となる事項があれば記載する。)

(以下、患者に対する家族等からの虐待等が疑われる等の場合に記載)

9. 患者に対する虐待・DV等に係る家族等の氏名10. 患者への虐待・DV等が疑われる場合、通報状況（通報内容、通報窓口の連絡先）11. 患者が一時保護等の措置を受けている場合、その内容と保護先の施設担当者等の連絡先12. 患者からのDV等支援措置の適用に係る申し出の有無

様式 2

医療保護入院同意依頼書

(略)

下記の者について、医療及び保護のために入院の必要があると認められましたが、他に家族等がないため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第3項により貴職による同意をお願い致します。

記

居住地（又は現在地）

氏名

生年月日・性別

本籍地

病状

診察した指定医の氏名

家族構成及び連絡先

その他参考となる事項

(過去の入院歴等参考となる事項があれば記載する。)

(新設)

様式 2

別添

医療保護入院同意依頼聴取票

1. 入院する病院の名称・所在地	
2. 患者の居住地（又は現在地）	
3. 患者の氏名	
4. 患者の生年月日・性別	
5. 患者の本籍地 (外国人の場合は国名)	
6. 患者の症状 (該当症状に丸をつける) (注)昭和 63 年厚生省告示第 125 号を参照のこと	① 抑うつ状態 ④ 知能障害 ② 躁状態 ⑤ 意識障害 ③ 幻覚妄想状態 ⑥ その他 ()
7. 診察した指定医の氏名	
8. 患者の家族構成及び連絡先 (いない場合は「なし」、行方不明の場合は「不明」と記入すること)	配偶者 父 母 子 兄弟姉妹 祖父母又は孫 その他の親族(おじ・おば、おい・めい等)
9. 8で記載した家族等のうち、患者に対する虐待・DV等に係る家族等の氏名	
(患者への虐待が疑われる場合) 10. 虐待に係る通報状況(通報内容、通報窓口の連絡先)	通報の内容 通報窓口の連絡先(氏名・電話番号)
(患者が一時保護措置等の措置を受けている場合) 11. 一時保護措置等の内容と保護先の施設担当者等の連絡先	一時保護等の内容 保護先の施設担当者等の連絡先(氏名・電話番号)
12. 患者からの DV 等支援措置の適用に係る申し出の有無	有 無
13. その他参考となる事項 (過去の入院歴等参考となる事項があれば)	

医療保護入院同意依頼聴取票

入院する病院の名称・所在地	
患者の居住地（又は現在地）	
患者の氏名	
患者の生年月日・性別	
患者の本籍地 (外国人の場合は国名)	
患者の症状 (該当症状に丸をつける) (注)昭和 63 年厚生省告示第 125 号を参照のこと	① 抑うつ状態 ④ 知能障害 ② 躁状態 ⑤ 意識障害 ③ 幻覚妄想状態 ⑥ その他 ()
診察した指定医の氏名	
患者の家族構成及び連絡先 (いない場合は「なし」、行方不明の場合は「不明」と記入すること)	配偶者 父 母 子 兄弟姉妹 祖父母又は孫 その他の親族(おじ・おば、おい・めい等)
(新設)	
その他参考となる事項 (過去の入院歴等参考となる事項があ	

別添

記載する)		れば記載する)	
<p>以上のように聴取した。</p> <p style="text-align: right;">聴取日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">聴取者名</p>		<p>以上のように聴取した。</p> <p style="text-align: right;">聴取日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">聴取者名</p>	
<p style="text-align: center;"><u>記載上の留意事項</u></p> <p>1. 項目10から12については、項目9に記載のない場合は記載不要。</p>		<p>(新設)</p>	
<p>様式3</p> <p style="text-align: center;">同 意 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>病院管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">市町村長 (印)</p>		<p>様式3</p> <p style="text-align: center;">同 意 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>病院管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">市町村長 (印)</p>	
<p>下記の者を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項の規定により貴病院に入院させることに同意する。</p>		<p>下記の者を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第3項の規定により貴病院に入院させることに同意する。</p>	
<p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>		<p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条第二項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について

(昭和六三年六月二二日)

(健医発第七四三号)

別添

市町村長同意事務処理要領

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二五年法律第一二三号。以下「法」という。）第三十三条第二項に基づき医療保護入院に必要な同意を市町村長が行う場合の事務処理については、以下の要領によること。

一 入院時に市町村長の同意の対象となる者

次のすべての要件を満たす者

- (一) 精神保健指定医（以下「指定医」という。）の診察の結果、精神障害者であつて、入院の必要があると認められること。
 - (二) 措置入院の要件に該当しないこと（措置入院の要件にあてはまるときには、措置入院とすること。）。
 - (三) 入院について本人の同意が得られないこと（本人の同意がある場合には任意入院となること。）。
 - (四) 病院側の調査の結果、以下のいずれかに該当すること。
 - ア 当該精神障害者の家族等がいずれもいない
 - イ 家族等の全員がその意思を表示することができない。
- (注) 当該精神障害者について、家族等から虐待・ドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）等が行われている又は疑われる場合、当該家族等については、ア・イに記載する「家族等」に該当しない者として取り扱うこと。

注

- (1) 応急入院で入院した者については、七十二時間を超えても家族等のうちいずれかの者が判明しない場合で、引き続き入院が必要な場合には、市町村長の同意が必要であること。
- (2) 家族等のうちいずれかの者がおり、その同意が得られないときで、法第二九条に基づく措置入院を行うべき病状にある場合は、法第二二条に基づく申請を行うこと。

二 入院の同意を行う市町村長

- (一) 本人の居住地を所管する市町村長とすること。

居住地とは、本人の生活の本拠が置かれている場所とすること。
生活の本拠が置かれている場所が明らかでない場合には、住民票に記載されている住所とすること。

(二) 居住地が不明な者については、その者の現在地を所管する市町村長とすること。

現在地とは、保護を要する者が警察官等によって最初に保護された場所等をいうこと。

(三) 市町村長が同意を行うに当たっては、あらかじめ、決裁権を市町村の職員に委任することができること。

三 病院からの連絡

病院は、入院する患者について、居住地、家族等のうちいずれかの者の有無等を調査し、当該患者が入院につき市町村長の同意が必要な者である場合には、速やかに市町村長の同意の依頼を行うこと。

なお、入院の同意の依頼の際には、市町村長の同意を行うために必要な事項が明らかになるように、次のような事項について連絡すること。

ア 患者の氏名、生年月日、性別

イ 患者の居住地又は現在地

ウ 患者の本籍地

エ 患者の病状(入院が必要かどうかの判断をする根拠となるもの)

オ 患者の家族構成及び家族に対する連絡先

カ 患者に対する家族等からの虐待・DV等に関連して必要な情報

(ア) 患者に対する虐待・DV等に係る家族等の氏名。

(イ) 患者に対する家族等からの虐待・DV等が疑われ、病院から行政に対し通報等を行っている場合、その内容と通報窓口の連絡先

(ウ) 患者に対して虐待・DV等の一時保護措置等の対応が取られている場合、その内容と保護先の施設担当者等の連絡先

(エ) 患者からDV等支援措置を受けている旨の申し出があった場合、その内容

キ 患者を診察した指定医の氏名

ク その他参考となる事項

なお、市町村長の同意の依頼は迅速に行うこと。このため、同意の依頼は電話等口頭で行えるが、口頭依頼後に速やかに同意依頼書（様式一）を市町村長にあて送付すること。

注

（１） 項目カ（イ）の「通報等」とは、以下の内容を指す（以下「通報等」という。）。

- ・ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（以下「児童虐待防止法」という。）第六条第一項の規定による通告
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（以下「配偶者暴力防止法」という。）第六条第一項の規定による通報
- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）第七条第一項の規定による通報
- ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（以下「障害者虐待防止法」という。）第七条第一項の規定による通報

（２） 項目カ（ウ）の「一時保護措置等」とは、以下の措置を指す（以下「一時保護措置等」という。）。

- ・ 児童虐待防止法第八条第二項第一号の措置
- ・ 配偶者暴力防止法第三条第三項第三号の措置
- ・ 高齢者虐待防止法第九条第二項の措置
- ・ 障害者虐待防止法第九条第二項の措置
- ・ その他、上記措置に準ずる措置

（３） 項目カ（エ）の「DV等支援措置」とは、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号、自治振第150号等法務省民事局長、自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）第5-10の措置を指す（以下「DV等支援措置」という。）。

四 市町村において行われる手続き

(一) 市町村の担当者は、病院から電話等で入院の同意の依頼を受けた際には、市町村長の同意を行うために必要な次のような事項については聴取票(様式二)に記載して明らかにしておくこと。

ア 患者が入院する病院の名称・所在地

イ 患者の氏名、性別、生年月日

ウ 患者の居住地又は現在地

エ 患者の本籍地

オ 患者の病状(入院が必要かどうかの判断をする根拠となるもの)

カ 患者の家族構成及び家族に対する連絡先

キ 患者に対する家族等からの虐待・DV等に関連して必要な情報

(ア) 患者に対する虐待・DV等に係る家族等の氏名。

(イ) 患者に対する家族等からの虐待・DV等が疑われ、病院から行政に対し通報等を行っている場合、その内容と通報窓口の連絡先

(ウ) 患者に対して虐待・DV等の一時保護措置等の対応が取られている場合、その内容と保護先の施設担当者等の連絡先

(エ) 患者からDV等支援措置を受けている旨の申し出があった場合、その内容

ク 患者を診察した指定医の氏名

ケ 聴取した日

(二) 病院から依頼を受けた後、市町村の担当者は、患者が市町村長の入院の同意の対象者であるかどうかを確認するため、以下のような手続きをとること。

ア 患者が居住地を申し出ている場合には、住民票等によりその確認を行うこと。

(注1) 確認できない場合には、居住地が不明な者として二(二)のケースとして扱うこと。

イ 病院が把握していない家族等の存在を把握し、連絡がとれる場合には、その同意の意思の有無を確認すること。ただし、その際、対象の患者がDV等支援措置の対象となっているか否かを確認する。当該患者がDV等支援措置の対象となっており、かつ、当該家族等がDV等支援措置による住民票の閲覧の制限等を受けている場合は、当該家族等については一(四)のケースとして取り扱い、連絡は取らないこと。

ウ 患者に対する家族等からの虐待・DV等が疑われ、病院が行政に対し虐待・DV等に係る通報等を行っている場合は、通報先の窓口
に連絡を取り、通報等が適切に受理されていることを確認すること。
(ただし、その時点で虐待の事実がないことが判明している場合は、
通報の対象とされている家族等について、法第5条第2項に規定する「
家族等」と取り扱って差し支えない。)

エ 患者に対して、家族等からの虐待・DV等により一時保護措置等
が取られている旨、病院から連絡があった場合は、一時保護先の
施設担当者等に連絡を取り、一時保護措置等が現に実施されてい
るか確認すること。

オ 患者からDV等支援措置を受けている旨の申し出があったと病
院から連絡があった場合は、その内容について事実と相違ないか
確認すること。

(注2) ウからオまでに掲げる事実について確認できた場合、患
者に対して虐待・DV等を行った(もしくはそれが疑われ
る)家族等については、精神保健及び精神障害者福祉に関
する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)第
一条各号に該当するものとして取り扱うこと。

(三) (二)の手続きをとり、患者が市町村長の入院の同意の対象者で
あることを確認のうえ、市町村の担当者は速やかに同意の手続きを
進めること。

(四) 市町村長の同意が行われた場合は、速やかにその旨を病院に連
絡すること。このため、口頭で病院に連絡することが可能である
が、口頭で連絡した場合においても、その後速やかに同意書(様式
三)を作成して病院に交付すること。この場合、同意書の日付は口
頭で連絡を行った日とすること。

(五) 休日夜間等において市町村長の入院の同意の依頼を受けた場合
においても、速やかに同意が行われるようにすること。

このため、休日夜間等においても迅速に対応できる体制を整えて
おくとともに、休日夜間等の緊急の場合の連絡方法については近く
の病院にあらかじめ連絡しておくこと。

なお、聴取票の作成及び前記(二)の手続きをとることができなかつた
場合においては、その後速やかに手続きをとること。

五 同意後の事務

(一) 入院中の面会等

入院の同意後、市町村の担当者は、速やかに本人に面会し、その状態を把握するとともに市町村長が同意者であること及び市町村の担当者への連絡先、連絡方法を本人に伝えること。

なお、同意後も面会等を行うなどにより、本人の状態、動向の把握等に努めること。

(注) 本人が遠隔地の病院に入院した場合には、市町村間で連絡を取ってその状態動向等の把握に努めること。

様式 1

年 月 日

医療保護入院同意依頼書

市町村長 殿

病 院 名
所 在 地
病院管理者氏名

下記の者について、医療及び保護のために入院の必要があると認められましたが、他に家族等がないため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 2 項により貴職による同意をお願い致します。

記

1. 居住地（又は現在地）

2. 氏名

3. 生年月日・性別

4. 本籍地

5. 病状

6. 診察した指定医の氏名

7. 家族構成及び連絡先

8. その他参考となる事項

（過去の入院歴等参考となる事項があれば記載する。）

（以下、患者に対する家族等からの虐待等が疑われる等の場合に記載）

9. 患者に対する虐待・DV 等に係る家族等の氏名

10. 患者への虐待・DV 等が疑われる場合、通報状況（通報内容、通報窓口の連絡先）

11. 患者が一時保護等の措置を受けている場合、その内容と保護先の施設担当者等の連絡先

12. 患者からの DV 等支援措置の適用に係る申し出の有無

様式 2

医療保護入院同意依頼聴取票

1. 入院する病院の名称・所在地	
2. 患者の居住地（又は現在地）	
3. 患者の氏名	
4. 患者の生年月日・性別	
5. 患者の本籍地 (外国人の場合は国名)	
6. 患者の症状 (該当症状に丸をつける) (注)昭和 63 年厚生省告示第 125 号を参照のこと	① 抑うつ状態 ④ 知能障害 ② 躁状態 ⑤ 意識障害 ③ 幻覚妄想状態 ⑥ その他 ()
7. 診察した指定医の氏名	
8. 患者の家族構成及び連絡先 (いない場合は「なし」、行方不明の場合は「不明」と記入すること)	配偶者 父 母 子 兄弟姉妹 祖父母又は孫 その他の親族(おじ・おば、おい・めい等)
9. 8 で記載した家族等のうち、患者に対する虐待・DV 等に係る家族等の氏名	
(患者への虐待が疑われる場合) 10. 虐待に係る通報状況（通報内容、通報窓口の連絡先）	通報の内容 通報窓口の連絡先（氏名・電話番号）
(患者が一時保護措置等の措置を受けている場合) 11. 一時保護措置等の内容と保護先の施設担当者等の連絡先	一時保護等の内容 保護先の施設担当者等の連絡先（氏名・電話番号）
12. 患者からの DV 等支援措置の適用に係る申し出の有無	有 無
13. その他参考となる事項 (過去の入院歴等参考となる事項があれば記載する)	

以上のように聴取した。

聴取日 年 月 日
 聴取者名

記載上の留意事項

1. 項目 10 から 12 については、項目 9 に記載のない場合は記載不要。

様式 3

同 意 書

年 月 日

病院管理者 殿

市町村長 

下記の者を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 2 項の規定により貴病院に入院させることに同意する。

記

居 住 地 (又は現在地)

氏 名

生年月日

障精発 0302 第 2 号
令和 5 年 3 月 2 日

都道府県
各 障害保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）が一部改正されたことに伴い、「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」（平成 26 年 1 月 24 日障精発 0124 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）別添様式「同意書」を別添のとおり一部改正し、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、適切に対応方御配慮いただきますようお願いいたします。

○医療保護入院における家族等の同意に関する運用について（平成 26 年 1 月 24 日障精発 0124 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p style="text-align: right;">障精発 0124 第 1 号 平成 26 年 1 月 24 日 一部改正 障精発 1206 第 1 号 令和元年 12 月 6 日 <u>一部改正 障精発 0302 第 2 号</u> <u>令和 5 年 3 月 2 日</u></p> <p>都道府県知事 各 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課長</p> <p style="text-align: center;">医療保護入院における家族等の同意に関する運用について</p> <p>（略）</p> <p>様 式</p> <p style="text-align: center;">同意書</p>	<p style="text-align: right;">障精発 0124 第 1 号 平成 26 年 1 月 24 日 一部改正 障精発 1206 第 1 号 令和元年 12 月 6 日</p> <p>都道府県知事 各 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課長</p> <p style="text-align: center;">医療保護入院における家族等の同意に関する運用について</p> <p>（略）</p> <p>様 式</p> <p style="text-align: center;">同意書</p>

1. (略)

2. 医療保護入院の同意者の申告事項

(略)

なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。

①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③患者に対する虐待等（配偶者暴力、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待）を行っている者、④精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、⑤未成年者

(略)

1. (略)

2. 医療保護入院の同意者の申告事項

(略)

なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。

①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、④未成年者

(略)

障精発 0124 第 1 号
平成 26 年 1 月 24 日
一部改正 障精発 1206 第 1 号
令和元年 12 月 6 日
一部改正 障精発 0302 第 2 号
令和 5 年 3 月 2 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

医療保護入院における家族等の同意に関する運用について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 49 号）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）が改正され、一部を除き、平成 26 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、医療保護入院の要件が精神保健指定医の判定と家族等のうちのいずれかの者の同意に改められたところである。精神科病院の管理者が家族等からの同意を得る際の運用の考え方については下記のとおりであるので、医療保護入院制度の円滑、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村を含め関係者、関係団体に対する周知方につき配慮されたい。

記

1. 今回の法改正においては、保護者制度の廃止に伴い、医療保護入院について精神保健指定医 1 名の判定とともに、家族等（配偶者、親権者、扶養義務者及び後見人又は保佐人であって、行方の知れない者、未成年者等に該当しない者をいう。以下同じ。）のうちいずれかの者の同意を必要とすることとした。（法第 33 条第 1 項及び第 2 項）
2. 当該改正の趣旨は、適切な入院医療へのアクセスを確保しつつ、医療保護入院における精神障害者の家族等に対する十分な説明とその合意の確保、精神障害者の権利擁護等を図るものである。
3. なお、医療保護入院は、本人の同意を得ることなく入院させる制度であることから、その運用には格別の慎重さが求められる。本人の同意が求められる状態である

場合には、可能な限り、本人に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、その同意を得て、任意入院となるように努めなければならない。

4. 医療保護入院においては、その診察の際に付き添う家族等が、通例、当該精神障害者を身近で支える家族等であると考えられることから、精神科病院の管理者（以下「管理者」という。）は、原則として、診察の際に患者に付き添う家族等に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、当該家族等から同意を得ることが適当である。
5. 管理者が家族等から医療保護入院の同意を得る際には、同意を行う者の氏名、続柄等を書面で申告させて確認する。その際には、運転免許証や各種医療保険の被保険者証等の提示により可能な範囲で本人確認を行うとともに、当該者の精神の機能の状態等を踏まえ、上記書面の申告内容を確認されたい。
なお、医療保護入院の同意に関する書面の様式例を参考までに添付するので、適宜活用されたい。
6. 管理者が家族等から医療保護入院の同意を得る際に、後見人又は保佐人の存在を把握した場合には、これらの者の同意に関する判断を確認することが望ましい。
7. また、当該医療保護入院者に係る精神障害者が未成年である場合に管理者が親権者から同意を得る際には、民法（明治29年法律第89号）第818条第3項の規定にしたがって、原則として父母双方の同意を要するものとする。
8. 精神障害者に対する医療やその後の社会復帰には家族等の理解と協力が重要であることを踏まえると、医療保護入院は、より多くの家族等の同意の下で行われることが望ましい。
このため、管理者が医療保護入院の同意についての家族等の中の判断の不一致を把握した場合においては、可能な限り、家族等の中の意見の調整が図られることが望ましく、管理者は、必要に応じて家族等に対して医療保護入院の必要性等について説明することが望ましい。
9. 管理者が家族等の中の判断の不一致を把握した場合であって、後見人又は保佐人の存在を把握し、これらの者が同意に反対しているときには、その意見は十分に配慮されるべきものと解する。
10. また、管理者が家族等の中の判断の不一致を把握した場合において、親権を行う者の同意に関する判断は、親権の趣旨に鑑みれば、特段の事情があると認める場合を除き、尊重されるべきものと解する。
11. 医療保護入院後に管理者が当該入院に反対の意思を有する家族等（医療保護入院の同意を行った家族等であって、入院後に入院に反対することとなったものを含む。）の存在を把握した場合には、当該家族等に対して入院医療の必要性や手続の

適法性等について説明することが望まれる。その上で、当該家族等が依然として反対の意思を有するときは、管理者は、都道府県知事（精神医療審査会）に対する退院請求を行うことができる旨を教示する。

様式

同 意 書

1. 医療保護入院の同意の対象となる精神障害者本人

住 所	〒
フリガナ 氏 名	
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日

2. 医療保護入院の同意者の申告事項

住 所	〒	〒
フリガナ 氏 名		
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
本人との関係		
〔 1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（ ） （選任年月日 昭和・平成・令和 年 月 日） 〕		
なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。		
①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③患者に対する虐待等（配偶者暴力、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待）を行っている者、④精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、⑤未成年者		

※親権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載して下さい。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。

病院管理者 殿

年 月 日

〇〇 〇〇

障 発 0302 第 6 号
令 和 5 年 3 月 2 日

都道府県
各 障害保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
（ 公 印 省 略 ）

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条に規定する精神医療審査会について」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）が一部改正されたことに伴い、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条に規定する精神医療審査会について」（平成12年3月28日障第209号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）別添「精神医療審査会運営マニュアル」を別添のとおり一部改正し、令和5年4月1日から適用することとしたので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、適切に対応方御配慮いただきますようお願いいたします。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 12 条に規定する精神医療審査会について（平成 12 年 3 月 28 日障第 209 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p style="text-align: right;">障 第 209 号 平成 12 年 3 月 28 日 一部改正 障 発 第 0329008 号 平成 14 年 3 月 29 日 一部改正 障 発 第 1222003 号 平成 18 年 12 月 22 日 一部改正 障 発 0124 第 5 号 平成 26 年 1 月 24 日 <u>一部改正 障 発 0302 第 6 号</u> <u>令和 5 年 3 月 2 日</u></p>	<p style="text-align: right;">障 第 209 号 平成 12 年 3 月 28 日 一部改正 障 発 第 0329008 号 平成 14 年 3 月 29 日 一部改正 障 発 第 1222003 号 平成 18 年 12 月 22 日 一部改正 障 発 0124 第 5 号 平成 26 年 1 月 24 日</p>
<p>都道府県知事 各 殿 指定都市市長</p>	<p>都道府県知事 各 殿 指定都市市長</p>
<p style="text-align: right;">厚生省大臣官房障害保健福祉部長</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 12 条に規定する 精神医療審査会について</p>	<p style="text-align: right;">厚生省大臣官房障害保健福祉部長</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 12 条に規定する 精神医療審査会について</p>

(略)

別 添

精神医療審査会マニュアル

I～IV (略)

V 退院等の請求の受理について

1 (略)

2 (1) (略)

(2) 都道府県知事の行う事前資料の準備

ア 都道府県知事は、当該患者に関する資料として、以下の書類のうち、請求受理の直近1年以内のものについては当該書類を合議体へ提出できるよう準備するものとする。

- ① 法第27条に基づく措置入院時の診断書
- ② 法第33条第7項に基づく届出
- ③ 法第38条の2に基づく定期の報告
- ④ 法第38条の4に基づく退院等の請求に関する資料
- ⑤ 当該患者の入院する精神科病院に対してなされた実地指導に関する資料（実地指導結果及び当該患者に関して診断がなされたときは当該診断結果を示す資料など）

イ 都道府県知事は、法第20条の規定による入院（任意入院）が行われる状態にないとの判定が適正に行われているか、法第33条第1項の同意が適正に行われているか、同条第7項に基づく届出が適正に行われているかなど手続的事項については、事前にチェックし、整理表を作成するなどにより、審査の便宜を図るもの

(略)

別 添

精神医療審査会マニュアル

I～IV (略)

V 退院等の請求の受理について

1 (略)

2 (1) (略)

(2) 都道府県知事の行う事前資料の準備

ア 都道府県知事は、当該患者に関する資料として、以下の書類のうち、請求受理の直近1年以内のものについては当該書類を合議体へ提出できるよう準備するものとする。

- ① 法第27条に基づく措置入院時の診断書
- ② 法第33条第4項に基づく届出
- ③ 法第38条の2に基づく定期の報告
- ④ 法第38条の4に基づく退院等の請求に関する資料
- ⑤ 当該患者の入院する精神科病院に対してなされた実地指導に関する資料（実地指導結果及び当該患者に関して診断がなされたときは当該診断結果を示す資料など）

イ 都道府県知事は、法第20条の規定による入院（任意入院）が行われる状態にないとの判定が適正に行われているか、法第33条第1項の同意が適正に行われているか、同条第4項に基づく届出が適正に行われているかなど手続的事項については、事前にチェックし、整理表を作成するなどにより、審査の便宜を図るもの

とする。

ウ また、同一人から同一趣旨の請求が多数ある場合や、家族等（精神保健福祉法第5条第2項に規定する家族等をいう。以下同じ。）のうち複数から同一趣旨の請求がある場合には、審査の円滑な運営ができるよう、事前に十分整理しておくものとする。

3～6 （略）

VI・VII （略）

とする。

ウ また、同一人から同一趣旨の請求が多数ある場合や、家族等（精神保健福祉法第33条第2項に規定する家族等をいう。以下同じ。）のうち複数から同一趣旨の請求がある場合には、審査の円滑な運営ができるよう、事前に十分整理しておくものとする。

3～6 （略）

VI・VII （略）

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 31 日

都道府県
各 障害保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

改正精神保健福祉法の施行に伴う Q & A について

日頃より、精神保健福祉業務の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正されます。まずは、令和 5 年 4 月 1 日施行に向けて、別添のとおり、「改正精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に伴う Q & A」をお知らせしますので、ご活用いただくとともに、管下の市町村及び関係団体への周知をいただきますようよろしくお願いいたします。

改正精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に伴うQ & A

- 1 家族等からの除外に関して** 1
- 問1-1 患者が加害者である場合、被害者は家族等から除外されないか。1
- 問1-2 虐待の事実が入院後に判明した場合、このまま医療保護入院として入院させて差し支えないか。..... 1
- 問1-3 家族等の全員から同意をとる必要があるか。..... 1
- 問1-4 家族等と連絡がつかない場合には市町村長同意としてよろしいか。..... 2
- 問1-5 医療機関においては、家族等からの虐待がないかをどのように確認すべきか。..... 2
- 問1-6 家族等が認知症の場合、「その家族等の全員がその意思を表示することができない場合」に含むものとしてよいか。..... 2
- 問1-7 家族等が虐待等を行っていた場合、措置入院の費用負担を加害者から徴収することはできないのか。..... 2
- 2 入院理由の告知に関して** 3
- 問2-1 「入院理由」について診察の結果が選択式となっているが、指定医2名の診察結果が異なる場合は、該当の診断名すべてを示すことでよろしいか。..... 3
- 問2-2 家族等にも入院理由等を書面で知らせることとなるが、本人に告知する「医療保護入院決定のお知らせ」を家族にも渡す運用でよいか。..... 3
- 3 市町村の相談支援体制について** 3
- 問3-1 今般新たに相談支援の対象となった「精神保健に課題を抱える者」の定義はなにか。また、「精神保健に課題を抱える者」に対する「適切な支援の包括的な確保」とは何か。..... 3
- 問3-2 相談支援に関して「指導」が「援助」に改正されたが違いは何か。..... 4
- 問3-3 法改正により、都道府県（保健所）ではなく市町村中心に精神保健の相談支援にあたるという方向に、方針が変わったのか。..... 4
- 4 その他** 4
- 問4-1 令和5年4月施行の対象となるのは、令和5年4月1日以降の入院者からという理解でよいか。また、令和6年4月施行の対象となるのは、令和6年4月1日以降の入院者からという理解でよいか。..... 4
- 問4-2 精神障害から「精神病質」が削除されたのはなぜか。..... 5

1 家族等からの除外に関して

問1-1 患者が加害者である場合、被害者は家族等から除外されないか。

(答)

今回の改正は、

- ・ 虐待等の加害者の同意により本人の同意に基づかない入院をさせることは、患者の権利擁護等のための入院である医療保護入院の趣旨に合わないこと
- ・ 各虐待防止法等の一時保護措置等を受けている方について、家族等同意の手続きにより現住所等が加害者に明らかになることは適切ではないこと等を背景とするものです。

問1-2 虐待の事実が入院後に判明した場合、このまま医療保護入院として入院させて差し支えないか。

(答)

虐待の事実が入院時に把握されず、入院後に判明した場合、入院時に必要な診療等が行われていれば、虐待を把握できなかったこと自体について医療機関が責めを負うものではありませんが、実情に応じて手続きの補正等の対応をしてください。

具体的には、虐待を行っていたことが判明した家族からのみ同意を得ていた場合は、できるだけ速やかにそれ以外の家族等から同意を得るとともに入院届を再提出する等の対応が求められます（虐待を行った者以外に家族等がない場合は、市町村長による同意）。

また、令和6年施行以降は、医療保護入院の期間の上限が設けられますが、更新時点で家族等から除外されている場合には更新の同意を求めることはできません。

問1-3 家族等の全員から同意をとる必要があるか。

(答)

現行法においても、「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」（平成26年1月24日精神障害保健課長通知）において、

「精神障害者の医療やその後の社会復帰には家族等の理解と協力が重要であることを踏まえると、医療保護入院は、より多くの家族等の同意の下で行われることが望ましい。」としており、同意に反対している家族等がいる場合には、その意見を十分に配慮するよう求めています。

問 1-4 家族等と連絡がつかない場合には市町村長同意としてよろしいか。

(答)

現行法においても、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う Q&A」(平成 26 年 3 月 20 日付事務連絡)問 3-4 でお示ししているとおり、「行方の知れない者」は家族等から除くこととされており、家族等がない又は家族等の全員がその意思表示をすることができない場合には、市町村長同意を行うことができます。

ただし、旅行等により一時的に連絡を取ることができない場合はこれに該当しないため、この場合は、応急入院指定病院において応急入院を行い、その間に家族等と連絡をとって医療保護入院の同意を得ることが必要です。

問 1-5 医療機関においては、家族等からの虐待がないかをどのように確認すべきか。

(答)

医療機関は、平素から診察等により、虐待の早期発見に努める必要があります。

(児童虐待防止法第 5 条等)

今回の精神保健福祉法の改正に伴って、虐待がないかどうかの確認のために医療機関に、新たな手続きを求めるものではありません。

医療機関においては、引き続き虐待を受けたと思われる事案の把握に努め、把握した場合には通報・通告等の適切な対応をいただく必要があります。その上で、今般の精神保健福祉法の改正に伴い、他の家族等(他の家族等がない場合は市町村長)に医療保護入院の同意を求めていただくこととなります。

問 1-6 家族等が認知症の場合、「その家族等の全員がその意思を表示することができない場合」に含むものとしてよいか。

(答)

事実上、同意・不同意やそのいずれも行わない意思を表示できない場合については「その家族等の全員がその意思を表示することができない場合」に含まれますが、単に認知症であることを理由にこれに含むことはできません。

問 1-7 家族等が虐待等を行っていた場合、措置入院の費用負担を加害者から徴収することはできないのか。

(答)

措置入院費は、障害者本人のために必要な医療保護であることから、本人または親族が負担し得る範囲内で医療費を負担すべきという衡平の観点から、「精神

障害者又はその扶養義務者」から、その所得に応じて徴収することができることとなっています。

今回の改正による扶養義務者の範囲の変更はありません。このため、措置入院の費用負担の対象となる場合には、負担を求めることについては、引き続き差し支えありません。ただし、当該虐待を行っている扶養義務者との接触等により入院者の安全が脅かされる場合等は、当該扶養義務者に費用徴収を求めることは適切ではありません。

2 入院理由の告知に関して

問2-1 「入院理由」について診察の結果が選択式となっているが、指定医2名の診察結果が異なる場合は、該当の診断名すべてを示すことでよろしいか。

(答)

個々の症例によりケースバイケースでの判断となると思われまますので、画一的な対応とせず、診察した2名の指定医とよく相談のうえ、もっとも適当な記載にしてください。

なお、告知様式において複数の病態を選択することは可能です。

問2-2 家族等にも入院理由等を書面で知らせることとなるが、本人に告知する「医療保護入院決定のお知らせ」を家族にも渡す運用でよいか。

(答)

家族に対しても、基本的に、本人と同じ様式を使用することとなります。不服申し立て等については家族等の直接的な権利ではないため、法定の告知事項ではありませんが、入院中のご本人の権利としてご理解いただくことは重要であると考えています。

3 市町村の相談支援体制について

問3-1 今般新たに相談支援の対象となった「精神保健に課題を抱える者」の定義はなにか。また、「精神保健に課題を抱える者」に対する「適切な支援の包括的な確保」とは何か。

(答)

精神保健に関する課題は、自殺、ひきこもり、虐待等、複雑・多様化しており、精神障害とは診断されていない方についても、対応に困難を抱えている事例もあります。今回の「精神保健に課題を抱える者」の追加は、そうした実態を法令上位置づけた上で、より積極的な対応が可能になるよう改正したものです。

また、「適切な支援の包括的な確保」とは、日頃から精神保健に関する自治体

内での関係部署や自治体外の関係機関との連携体制を構築し、精神保健に課題を抱える者に、必要な個別支援を行うものです。

問3—2 相談支援に関して「指導」が「援助」に改正されたが違いは何か。

(答)

「指導」から「援助」への改正に関しては、すべての国民が障害の有無にかかわらず個人として尊重されるとの理念を踏まえるとともに、自治体においては、従前から、精神障害者等からの相談を受けて、必要な情報提供や助言等を行っているという実態を反映して、文言の適正化をしたものです。

問3—3 法改正により、都道府県（保健所）ではなく市町村中心に精神保健の相談支援にあたるという方向に、方針が変わったのか。

(答)

引き続き都道府県・保健所においても相談支援を行うことは重要であり、本改正により市町村のみが相談支援を行うようになったものではありません。

精神障害者・精神保健に課題を抱える者への相談支援に当たって、

- ・ 市町村は、福祉・介護・母子保健等の支援の主体であることから、精神保健と他分野の複合的なニーズへの対応
- ・ 都道府県は、医療機関との連携を行いやすいことから、重症者や複雑困難なニーズへの対応

を行いやすい立場にあり、それぞれの特性を生かした対応が求められています。

都道府県等におかれては、自ら行う相談支援のみならず、精神保健医療福祉上のニーズを有する方のニーズや地域課題を把握した上で、市町村で相談支援を担う人材向けの研修の開催等の支援や、専門性を要する精神障害者等への個別支援での協働等に、一層取り組むこととなります。

4 その他

問4—1 令和5年4月施行の対象となるのは、令和5年4月1日以降の入院者からという理解でよいか。また、令和6年4月施行の対象となるのは、令和6年4月1日以降の入院者からという理解でよいか。

(答)

令和5年4月の施行について

- ・ 入院者への告知に関する事、家族が虐待等の加害者である場合の対応については、令和5年4月1日以降の入院について適用されます。
- ・ 精神保健指定医の研修の有効期間については、令和5年4月1日以降に新

規申請を行う場合に適用されます。(例えば令和3年に研修を受けた方も、令和5年4月以降、研修から3年以内であれば申請が可能になります。)

令和6年4月施行について、入院中の者に関する規定については、施行日以降、すべての方に適用されます。したがって、今後、医療保護入院期間の上限・更新等の手続きや退院促進措置については、施行以前に入院していた方も含め、すべての入院者に対して適用されます。医療保護入院期間の上限・更新等の手続き等については、経過措置が置かれていますので、詳細については今後お示ししてまいります。

問4—2 精神障害から「精神病質」が削除されたのはなぜか。

(答)

「精神病質」という用語については、

- ・ 現行の国際疾病分類の分類項目上は「人格障害」という用語が用いられており、例示として「精神病質」と記載することは適切ではないこと
- ・ 統計上、「人格障害」は、代表的な精神疾患とはいえないことから、例示からは削除することとしています。

なお、この改正により、精神障害者の範囲が変わるものではありません。

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 31 日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

改正精神保健福祉法に関する医療機関向け周知用リーフレットについて

平素より精神保健福祉行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）が一部改正されたことに伴い、令和 5 年 4 月 1 日施行にかかる改正内容について、精神科医療機関向け周知用リーフレットを別紙のとおり作成しました。

貴部（局）におかれては別紙の内容について御了知の上、精神科医療機関において適切に事務が実施されるよう管内精神科医療機関に対し周知していただきますようお願いいたします。

<添付資料>

- 別紙：周知用リーフレット（令和 5 年 4 月～ 医療保護入院の同意を行う家族等から、虐待を行った者は除かれます）

医療保護入院の同意を行う家族等から、虐待を行った者は除かれます

- 改正精神保健福祉法の施行に伴い、医療保護入院の際に同意が必要な「家族等」から、虐待を行った者が除かれます。
- 令和5年4月1日以降に入院する場合、医療機関は、虐待を行った者以外の家族等に、医療保護入院の同意を求める必要があります。具体的な手続は次のとおりです。

※「虐待」とは、児童虐待、配偶者からのDV等、高齢者虐待、障害者虐待を指します。

対象

○診察等の結果、患者が、家族等から児童虐待、配偶者からのDV等、高齢者虐待、障害者虐待を受けていると思われる場合

○虐待・DV等による行政上の次の措置を受けていることを把握した場合

- ・一時保護措置
- ・住民基本台帳事務上のDV等支援措置

手続き

○虐待等に関する各法令（※）に基づき、通報窓口へ通報等をしていただきます。
（通報の対象や方法は、これまでと変わりません）

※児童虐待防止法、配偶者暴力防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法

通報等を行った場合

虐待等を行った家族に、医療保護入院の同意を求めることはできません。

虐待等を行った家族の他に家族がいなかった場合には、市町村同意を求めることができます。

Q&A

○ 医療機関においては、家族等からの虐待がないかをどのように確認すべきですか。

○ 医療機関は、平素から診察等により、虐待の早期発見に努める必要があります。（児童虐待防止法第5条等）

今回の精神保健福祉法の改正に伴って、虐待がないかどうかの確認のために医療機関に、新たな手続きを求めるものではありません。

医療機関においては、引き続き虐待を受けたと思われる事案の把握に努め、把握した場合には通報・通告等の適切な対応をいただく必要があります。その上で、今般の精神保健福祉法の改正に伴い、他の家族等（他の家族等がない場合は市町村長）に医療保護入院の同意を求めていただくことになります。

○ 虐待の事実が入院後に判明した場合、このまま医療保護入院として入院させて差し支えないか。

○ 虐待の事実が入院時に把握されず、入院後に判明した場合、入院時に必要な診療等が行われていれば、虐待を把握できなかったこと自体について医療機関が責めを負うものではありませんが、実情に応じて手続きの補正等の対応をしてください。

具体的には、虐待を行っていたことが判明した家族からのみ同意を得ていた場合は、できるだけ速やかにそれ以外の家族等から同意を得るとともに入院届を再提出する等の対応が求められます（虐待を行った者以外に家族等がない場合は、市町村長による同意）。

○ また、令和6年施行以降は、医療保護入院の期間の上限が設けられますが、更新時点で家族等から除外されている場合には更新の同意を求めることはできません。

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）（第七条関係）
 【公布の日・令和五年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、<u>障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）</u>の基本的な理念にのっとり、<u>精神障害者の権利の擁護を図りつつ、その医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）</u>と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、<u>精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第五条 この法律で「<u>精神障害者</u>」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する者をいう。</p> <p>2 この法律で「<u>家族等</u>」とは、<u>精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人</u>をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>一 行方の知れない者</p> <p>二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者又はした者並びにその配偶者及び直系血族</p> <p>三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人</p>	<p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、<u>精神障害者の医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）</u>と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、<u>精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第五条 この法律で「<u>精神障害者</u>」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、<u>精神病質</u>その他の精神疾患を有する者をいう。</p> <p>（新設）</p>

- 四 当該精神障害者に対して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する身体に対する暴力等を行った配偶者その他の当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を求めることが適切でない者として厚生労働省令で定めるもの
- 五 心身の故障により当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 六 未成年者

(精神保健指定医)

第十八条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

一 三 (略)

四 厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（申請前三年以内に行われたものに限る。）の課程を修了していること。

2・3 (略)

(指定医の必置)

第十九条の五 第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十条第一項から第三項まで又は第三十三条の七第一項若しくは第二項の規定により精神障害者を入院させている精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第十九条の十を除き、以下同じ。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その精神科病院に常時勤務する指定医（第十九

(精神保健指定医)

第十八条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

一 三 (略)

四 厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（申請前一年以内に行われたものに限る。）の課程を修了していること。

2・3 (略)

(指定医の必置)

第十九条の五 第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十条第一項、第三項若しくは第四項又は第三十三条の七第一項若しくは第二項の規定により精神障害者を入院させている精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第十九条の十を除き、以下同じ。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その精神科病院に常時勤務する指定医

条の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。
第五十三条第一項を除き、以下同じ。)を置かなければならない。

第十九条の十一 都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害の医療を必要とする精神障害者又はその家族等その他の関係者からの相談に応ずること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保することその他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。

2 (略)

第二十一条 (略)

2 6 (略)

7 精神科病院の管理者は、第三項又は第四項後段の規定による措置を採る場合においては、当該任意入院者に対し、当該措置を採る旨及びその理由、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならぬ。

(都道府県知事による入院措置)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の規定による入院措置を採る場合においては、当該精神障害者及びその家族等であつて第二十八条第一項の規定による通知を受けたもの又は同条第二項の規定による立会いを行ったものに対し、当該入院措置を採る旨及びその理由、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚

(第十九条の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第五十三条第一項を除き、以下同じ。)を置かなければならない。

第十九条の十一 都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害の医療を必要とする精神障害者又はその第三十三条第二項に規定する家族等その他の関係者からの相談に応ずること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保することその他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。

2 (略)

第二十一条 (略)

2 6 (略)

7 精神科病院の管理者は、第三項又は第四項後段の規定による措置を採る場合においては、当該任意入院者に対し、当該措置を採る旨、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならぬ。

(都道府県知事による入院措置)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならぬ。

生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。

4 (略)

第二十九条の二 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定による入院措置を採ったときは、速やかに、その者につき、前条第一項の規定による入院措置を採るかどうかを決定しなければならない。

3 (略)

4 第二十七条第四項及び第五項並びに第二十八条の二の規定は第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定による入院措置を採る場合について、同条第四項の規定は第一項の規定により入院する者の入院について準用する。

(医療保護入院)

第三十三条 (略)

(削る)

2 | 精神科病院の管理者は、前項第一号に掲げる者について、その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示するこ

4 (略)

第二十九条の二 (略)

2 都道府県知事は、前項の措置をとったときは、すみやかに、その者につき、前条第一項の規定による入院措置をとるかどうかを決定しなければならない。

3 (略)

4 第二十七条第四項及び第五項並びに第二十八条の二の規定は第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定による措置を採る場合について、同条第四項の規定は第一項の規定により入院する者の入院について準用する。

(医療保護入院)

第三十三条 (略)

2 | 前項の「家族等」とは、当該精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

一 行方の知れない者

二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者又はした者並びにその配偶者及び直系血族

三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

四 心身の故障により前項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

五 未成年者

3 | 精神科病院の管理者は、第一項第一号に掲げる者について、その家族等（前項に規定する家族等をいう。以下同じ。）がない場

とができない場合において、その者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地。第四十五条第一項を除き、以下同じ。）を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。第三十四条第二項の規定により移送された者について、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときも、同様とする。

3| 前二項に規定する場合において、精神科病院（厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。）の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、前二項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、十二時間を限り、その者を入院させることができる。

4| 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行った場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十一条第四項に規定する特定医師は、第三十三条第三項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

5| 精神科病院の管理者は、第三項後段の規定による入院措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該入院措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならぬ。

6| 第二項に規定する市町村長は、同項の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に對し、必要な事項を照会

合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地。第四十五条第一項を除き、以下同じ。）を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。第三十四条第二項の規定により移送された者について、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときも、同様とする。

4| 第一項又は前項に規定する場合において、精神科病院（厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。）の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、第一項又は前項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、十二時間を限り、その者を入院させることができる。

5| 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行った場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十一条第四項に規定する特定医師は、第三十三条第四項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

6| 精神科病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(新設)

することができる。

7 精神科病院の管理者は、第一項、第二項又は第三項後段の規定による入院措置を採つたときは、十日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならぬ。

第三十三條の二 精神科病院の管理者は、前条第一項又は第二項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）を退院させたときは、十日以内に、その旨及び厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならぬ。

第三十三條の三 精神科病院の管理者は、第三十三條第一項、第二項又は第三項後段の規定による入院措置を採る場合においては、当該精神障害者及びその家族等であつて同条第一項の規定による同意をしたものに対し、当該入院措置を採る旨及びその理由、第三十八條の四の規定による退院等の請求に關することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならぬ。ただし、当該精神障害者については、当該入院措置を採つた日から四週間を経過する日までの間であつて、その症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りでない。

2 (略)

第三十三條の八 第十九條の九第二項の規定は前条第六項の規定による処分をする場合について、第二十九條第三項の規定は精神科病院の管理者が前条第一項又は第二項後段の規定による入院措置

7 精神科病院の管理者は、第一項、第三項又は第四項後段の規定による措置を採つたときは、十日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならぬ。

第三十三條の二 精神科病院の管理者は、前条第一項又は第三項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）を退院させたときは、十日以内に、その旨及び厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならぬ。

第三十三條の三 精神科病院の管理者は、第三十三條第一項、第三項又は第四項後段の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第三十八條の四の規定による退院等の請求に關することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならぬ。ただし、当該入院措置を採つた日から四週間を経過する日までの間であつて、当該精神障害者の症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りでない。

2 (略)

第三十三條の八 第十九條の九第二項の規定は前条第六項の規定による処分をする場合について、第二十九條第三項の規定は精神科病院の管理者が前条第一項又は第二項後段の規定による措置を採

を採る場合について準用する。この場合において、第二十九条第三項中「当該精神障害者及びその家族等であつて第二十八条第一項の規定による通知を受けたもの又は同条第二項の規定による立会いを行ったもの」とあるのは、「当該精神障害者」と読み替へるものとする。

(医療保護入院等のための移送)
第三十四条 (略)

2 都道府県知事は、前項に規定する精神障害者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第二項の規定による入院をさせるため第三十三条の七第一項に規定する精神科病院に移送することができる。

3 (略)

4 第二十九条の二の二第二項及び第三項の規定は前第三項の規定による移送を行う場合について、第三十三条第六項の規定は第二項の規定による移送を行う場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第二項」とあるのは、「第三十四条第二項」と読み替へるものとする。

(定期の報告等による審査)

第三十八条の三 都道府県知事は、前条第一項若しくは第二項の規定による報告又は第三十三条第七項の規定による届出(同条第一項又は第二項の規定による入院措置に係るものに限る。)があつたときは、当該報告又は届出に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければ

る場合について準用する。

(医療保護入院等のための移送)
第三十四条 (略)

2 都道府県知事は、前項に規定する精神障害者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第三項の規定による入院をさせるため第三十三条の七第一項に規定する精神科病院に移送することができる。

3 (略)

4 第二十九条の二の二第二項及び第三項の規定は、前第三項の規定による移送を行う場合について準用する。

(定期の報告等による審査)

第三十八条の三 都道府県知事は、前条第一項若しくは第二項の規定による報告又は第三十三条第七項の規定による届出(同条第一項又は第三項の規定による措置に係るものに限る。)があつたときは、当該報告又は届出に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければ

ればならない。

2、6 (略)

(報告徴収等)

第三十八条の六 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者、精神科病院に入院中の者又は第三十三条第一項から第三項までの規定による入院について同意をした者に対し、この法律による入院に必要な手続に関し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じることができる。

3 (略)

(改善命令等)

第三十八条の七 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十一条第三項の規定により入院している者、医療保護入院者又は第三十三条第三項若しくは第三十三条の七第一項若しくは第二項の規定により入院した者について、その指定する二人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じることができる。

3 (略)

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院の管理者が第一項又は第二項の規定による命令に従わないときは、当該精神科病院の管理者に対し、期間を定めて第二十一条第一項、第三十三条第一項から第三項まで並びに第三十三条の七第一項及び第二項の

ならない。

2、6 (略)

(報告徴収等)

第三十八条の六 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者、精神科病院に入院中の者又は第三十三条第一項、第三項若しくは第四項の規定による入院について同意をした者に対し、この法律による入院に必要な手続に関し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じることができる。

3 (略)

(改善命令等)

第三十八条の七 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十一条第三項の規定により入院している者又は第三十三条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第三十三条の七第一項若しくは第二項の規定により入院した者について、その指定する二人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じることができる。

3 (略)

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院の管理者が第一項又は第二項の規定による命令に従わないときは、当該精神科病院の管理者に対し、期間を定めて第二十一条第一項、第三十三条第一項、第三項及び第四項並びに第三十三条の七第一項及び第二

規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずることができる。

5 (略)

(事務の区分)

第五十一条の十三 (略)

2 (略)

3 第三十三条第二項及び第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第五十三条 精神科病院の管理者、指定医、地方精神保健福祉審議会の委員、精神医療審査会の委員、第二十一条第四項、第三十三条第三項若しくは第三十三条の七第二項の規定により診察を行つた特定医師若しくは第四十七条第一項の規定により都道府県知事等が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十九条の四の二(第二十一条第五項、第三十三条第四項及び第三十三条の七第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 九 (略)

項の規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずることができる。

5 (略)

(事務の区分)

第五十一条の十三 (略)

2 (略)

3 第三十三条第三項及び第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第五十三条 精神科病院の管理者、指定医、地方精神保健福祉審議会の委員、精神医療審査会の委員、第二十一条第四項、第三十三条第四項若しくは第三十三条の七第二項の規定により診察を行つた特定医師若しくは第四十七条第一項の規定により都道府県知事等が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十九条の四の二(第二十一条第五項、第三十三条第五項及び第三十三条の七第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 九 (略)

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）（第八条関係）
 【令和六年四月一日・公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 医療及び保護</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 入院者訪問支援事業（第三十五条の二・第三十五条の三）</p> <p>第五節 精神科病院における処遇等（第三十六条―第四十条）</p> <p>第六節 虐待の防止（第四十条の二―第四十条の八）</p> <p>第七節 雑則（第四十一条―第四十四条）</p> <p>第六章 保健及び福祉</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 相談及び援助（第四十六条―第五十一条）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮）</p> <p>第四条 医療施設の設定者は、その施設を運営するに当たっては、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該施設において医療を受ける精神障害者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条に規定する障害福祉サービスに係る事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）と同条第十九項に規定する一般相</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 医療及び保護</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第四節 精神科病院における処遇等（第三十六条―第四十条）</p> <p>（新設）</p> <p>第五節 雑則（第四十一条―第四十四条）</p> <p>第六章 保健及び福祉</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 相談指導等（第四十六条―第五十一条）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮）</p> <p>第四条 医療施設の設定者は、その施設を運営するに当たっては、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該施設において医療を受ける精神障害者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条に規定する障害福祉サービスに係る事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）と同条第十八項に規定する一般相</p>

談支援事業（以下「一般相談支援事業」という。）その他の精神障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、必要に応じ、これらの事業を行う者と連携を図るとともに、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

2 (略)

(精神保健福祉センター)

第六条 (略)

2 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び援助のうち複雑又は困難なものを行うこと。

三・四 (略)

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第二項又は第五十一條の七第二項の規定により、市町村（特別区を含む。第四十七條第三項及び第四項並びに第四十八條の三第一項を除き、以下同じ。）が同法第二十二條第一項又は第五十一條の七第一項の支給の要否の決定を行うに当たり意見を述べること。

六 (略)

(職務)

第十九條の四 指定医は、第二十一條第三項及び第二十九條の五の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定、第三十三條第一項及び第三十三條の六第一項の規定による入院を必要とするかどうか及び第二十條の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定、第三十三條第六項第一号の規定による同条第一

談支援事業（以下「一般相談支援事業」という。）その他の精神障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、必要に応じ、これらの事業を行う者と連携を図るとともに、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

2 (略)

(精神保健福祉センター)

第六条 (略)

2 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。

三・四 (略)

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第二項又は第五十一條の七第二項の規定により、市町村（特別区を含む。第四十七條第三項及び第四項を除き、以下同じ。）が同法第二十二條第一項又は第五十一條の七第一項の支給の要否の決定を行うに当たり意見を述べること。

六 (略)

(職務)

第十九條の四 指定医は、第二十一條第三項及び第二十九條の五の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定、第三十三條第一項及び第三十三條の七第一項の規定による入院を必要とするかどうか及び第二十條の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定、第三十六條第三項に規定する行動の制限を必要

項第一号に掲げる者に該当するかどうかの判定、第三十六条第三項に規定する行動の制限を必要とするかどうかの判定、第三十八条の二第一項に規定する報告事項に係る入院中の者の診察並びに第四十条の規定により一時退院させて経過を見る^{こと}が適当かどうかの判定の職務を行う。

2 指定医は、前項に規定する職務のほか、公務員として、次に掲げる職務を行う。

一 五 (略)

六 第三十八条の六第一項及び第四十条の五第一項の規定による立入検査、質問及び診察

七・八 (略)

3 (略)

(指定医の必置)

第十九条の五 第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十条第一項から第三項まで又は第三十三条の六第一項若しくは第二項の規定により精神障害者を入院させている精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第十九条の十を除き、以下同じ。)の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その精神科病院に常時勤務する指定医(第十九条の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第五十三条第一項を除き、以下同じ。)を置かなければならない。

(入院措置の解除)

第二十九条の四 都道府県知事は、第二十九条第一項の規定により入院した者(以下「措置入院者」という。)が、入院を継続しなくともその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす

とするかどうかの判定、第三十八条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する報告事項に係る入院中の者の診察並びに第四十条の規定により一時退院させて経過を見る^{こと}が適当かどうかの判定の職務を行う。

2 指定医は、前項に規定する職務のほか、公務員として、次に掲げる職務を行う。

一 五 (略)

六 第三十八条の六第一項の規定による立入検査、質問及び診察

七・八 (略)

3 (略)

(指定医の必置)

第十九条の五 第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十条第一項から第三項まで又は第三十三条の七第一項若しくは第二項の規定により精神障害者を入院させている精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第十九条の十を除き、以下同じ。)の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その精神科病院に常時勤務する指定医(第十九条の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第五十三条第一項を除き、以下同じ。)を置かなければならない。

(入院措置の解除)

第二十九条の四 都道府県知事は、第二十九条第一項の規定により入院した者(以下「措置入院者」という。)が、入院を継続しなくともその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす

おそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を退院させなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を入院させている同項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者の意見を聞くものとする。

2 (略)

第二十九条の五 措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その旨、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

(措置入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置)

第二十九条の六 措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、精神保健福祉その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、退院後生活環境相談員を選任し、その者に措置入院者の退院後の生活環境に関し、措置入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせなければならない。

第二十九条の七 措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者又はその家族等から求めがあつた場合その他措置入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると認められ

おそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を退院させなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者の意見を聞くものとする。

2 (略)

第二十九条の五 措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その旨、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

(新設)

(新設)

る場合には、これらの者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者（第三十三条の五において「地域援助事業者」という。）を紹介しなければならない。

一 一般相談支援事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十九項に規定する特定相談支援事業（第四十九条第一項において「特定相談支援事業」という。）を行う者

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号又は第三項各号に掲げる事業を行う者

三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者

四 前三号に掲げる者のほか、地域の精神障害者の保健又は福祉に関する各般の問題につき精神障害者又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行うことができる」と認められる者として厚生労働省令で定めるもの

第二十九条の八・第二十九条の九（略）

（他の法律による医療に関する給付との調整）

第三十条の二 前条第一項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）、高齢

第二十九条の六・第二十九条の七（略）

（他の法律による医療に関する給付との調整）

第三十条の二 前条第一項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）、高齢

者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）又は介護保険法の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

（医療保護入院）

第三十三条 精神科病院の管理者は、次に掲げる者について、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくても、六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、その者を入院させることができる。

一・二（略）

2 精神科病院の管理者は、前項第一号に掲げる者について、その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができず、若しくは同項の規定による同意若しくは不同意の意思表示を行わない場合において、その者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の所在地。第四十五条第一項を除き、以下同じ。）を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の同意があるときは、本人の同意がなくても、六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、その者を入院させることができる。第三十四条第二項の規定により移送された者について、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときも、同様とする。

3 5（略）

6 精神科病院の管理者は、第一項又は第二項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）であつて次の各号のいずれにも該当する者について、厚生労働省令で定めるところによりその家族等のうちいずれかの者（同項の場合にあつては、その者の居住地を管轄する市町村長）の同意があるときは、本人の同

者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

（医療保護入院）

第三十三条 精神科病院の管理者は、次に掲げる者について、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。

一・二（略）

2 精神科病院の管理者は、前項第一号に掲げる者について、その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の所在地。第四十五条第一項を除き、以下同じ。）を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。第三十四条第二項の規定により移送された者について、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときも、同様とする。

3 5（略）

（新設）

意がなくても、六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、これらの規定による入院の期間（この項の規定により入院の期間が更新されたときは、その更新後の入院の期間）を更新することができる。

一 指定医による診察の結果、なお第一項第一号に掲げる者に該当すること。

二 厚生労働省令で定める者により構成される委員会において当該医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置について審議が行われたこと。

7 第二項に規定する市町村長は、同項又は前項の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、必要な事項を照会することができる。

8 精神科病院の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療保護入院者の家族等に第六項の規定によるその同意に関し必要な事項を通知しなければならない。この場合において、厚生労働省令で定める日までにその家族等のいずれの者からも同項の規定による入院の期間の更新について不同意の意思表示を受けなかつたときは、同項の規定による家族等の同意を得たものとみなすことができる。ただし、当該同意の趣旨に照らし適当でない場合として厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

9 精神科病院の管理者は、第一項、第二項若しくは第三項後段の規定による入院措置を採つたとき、又は第六項の規定による入院の期間の更新をしたときは、十日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院又は当該入院の期間の更新について同意をした者の同意書を添え（前項の規定により家族等の同意を得たものとみなした場合にあつては、その旨を示し）、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

6 第二項に規定する市町村長は、同項の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、必要な事項を照会することができる。

（新設）

7 精神科病院の管理者は、第一項、第二項又は第三項後段の規定による入院措置を採つたときは、十日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三條の二 精神科病院の管理者は、医療保護入院者を退院させたときは、十日以内に、その旨及び厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならぬ。

第三十三條の三 精神科病院の管理者は、第三十三條第一項、第二項若しくは第三項後段の規定による入院措置を採る場合又は同条第六項の規定による入院の期間の更新をする場合においては、当該精神障害者及びその家族等であつて同条第一項又は第六項の規定による同意をしたものに対し、当該入院措置を採る旨又は当該入院の期間の更新をする旨及びその理由、第三十八條の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。ただし、当該精神障害者については、当該入院措置を採つた日又は当該入院の期間の更新をした日から四週間を経過する日までの間であつて、その症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りでない。

2 (略)

(医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置)

第三十三條の四 第二十九條の六及び第二十九條の七の規定は、医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「措置入院者」とあるのは、「医療保護入院者」と読み替えるものとする。

第三十三條の二 精神科病院の管理者は、前条第一項又は第二項の規定により入院した者(以下「医療保護入院者」という。)を退院させたときは、十日以内に、その旨及び厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならぬ。

第三十三條の三 精神科病院の管理者は、第三十三條第一項、第二項又は第三項後段の規定による入院措置を採る場合においては、当該精神障害者及びその家族等であつて同条第一項の規定による同意をしたものに対し、当該入院措置を採る旨及びその理由、第三十八條の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。ただし、当該精神障害者については、当該入院措置を採つた日から四週間を経過する日までの間であつて、その症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りでない。

2 (略)

(医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置)

第三十三條の四 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、退院後生活環境相談員を選任し、その者に医療保護入院者の退院後の生活環境に関し、医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

(削る)

第三十三条の五 精神科病院の管理者は、前条において準用する第二十九条の六及び第二十九条の七に規定する措置のほか、厚生労働省令で定めるところにより、必要に応じて地域援助事業者と連携を図りながら、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要な体制の整備その他の当該精神科病院における医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置を講じなければならない。

(応急入院)

第三十三条の六 (略)

2 (略)

3 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行った場

第三十三条の五 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、医療保護入院者又はその家族等から求めがあつた場合その他医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると認められる場合には、これらの者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、一般相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する特定相談支援事業（第四十九条第一項において「特定相談支援事業」という。）を行う者、介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者その他の地域の精神障害者の保健又は福祉に関する各般の問題につき精神障害者又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行うことができるものと認められる者として厚生労働省令で定めるもの（次条において「地域援助事業者」という。）を紹介するよう努めなければならない。

第三十三条の六 精神科病院の管理者は、前二条に規定する措置のほか、厚生労働省令で定めるところにより、必要に応じて地域援助事業者と連携を図りながら、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要な体制の整備その他の当該精神科病院における医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置を講じなければならない。

(応急入院)

第三十三条の七 (略)

2 (略)

3 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行った場

合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十一条第四項に規定する特定医師は、第三十三条の六第二項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する精神科病院の管理者は、第二項後段の規定による入院措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該入院措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 第一項に規定する精神科病院の管理者は、同項又は第二項後段の規定による入院措置を採つたときは、直ちに、当該入院措置を採つた理由その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

6・7 (略)

第三十三条の七 (略)

(医療保護入院等のための移送)

第三十四条 都道府県知事は、その指定する指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたものにつき、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第一項の規定による入院をさせるため第三十三条の六第一項に規定する精神科病院に移送することができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する精神障害者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができず、若しくは同項の規定による同意若しくは不同意の意思表示を行わな

合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十一条第四項に規定する特定医師は、第三十三条の七第二項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する精神科病院の管理者は、第二項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 第一項に規定する精神科病院の管理者は、同項又は第二項後段の規定による措置を採つたときは、直ちに、当該措置を採つた理由その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

6・7 (略)

第三十三条の八 (略)

(医療保護入院等のための移送)

第三十四条 都道府県知事は、その指定する指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたものにつき、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第一項の規定による入院をさせるため第三十三条の七第一項に規定する精神科病院に移送することができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する精神障害者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があると

い場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第二項の規定による入院をさせるため第三十三条の六第一項に規定する精神科病院に移送することができる。

3 都道府県知事は、急速を要し、その者の家族等の同意を得ることができない場合において、その指定する指定医の診察の結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条の六第一項の規定による入院をさせるため同項に規定する精神科病院に移送することができる。

4 第二十九条の二の二第二項及び第三項の規定は前三項の規定による移送を行う場合について、第三十三条第七項の規定は第二項の規定による移送を行う場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第二項」とあるのは「第三十四条第二項」と、「同項又は前項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第四節 入院者訪問支援事業

(入院者訪問支援事業)

第三十五条の二 都道府県は、精神科病院に入院している者のうち第三十三条第二項の規定により入院した者その他の外部との交流を促進するための支援を要するものとして厚生労働省令で定める者に対し、入院者訪問支援員（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者のうちから都道府県知事が選任した者をいう。次項及び次条において同じ。）が、その者

きは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第二項の規定による入院をさせるため第三十三条の七第一項に規定する精神科病院に移送することができる。

3 都道府県知事は、急速を要し、その者の家族等の同意を得ることができない場合において、その指定する指定医の診察の結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第二十条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条の七第一項の規定による入院をさせるため同項に規定する精神科病院に移送することができる。

4 第二十九条の二の二第二項及び第三項の規定は前三項の規定による移送を行う場合について、第三十三条第六項の規定は第二項の規定による移送を行う場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第二項」とあるのは、「第三十四条第二項」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

の求めに応じ、訪問により、その者の話を誠実かつ熱心に聞くほか、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供その他の厚生労働省令で定める支援を行う事業（第三項及び次条において「入院者訪問支援事業」という。）を行うことができる。

2 入院者訪問支援員は、その支援を受ける者が個人の尊厳を保持し、自立した生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立つて、誠実にその職務を行わなければならない。

3 入院者訪問支援事業に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

（支援体制の整備）

第三十五条の三 入院者訪問支援事業を行う都道府県は、精神科病院の協力を得て、精神科病院における入院者訪問支援員による支援の在り方及び支援に関する課題を検討し、支援の体制の整備を図るよう努めなければならない。

第五節 精神科病院における処遇等

（定期の報告等）

第三十八条の二 措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「報告事項」という。）を、厚生労働省令で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生労働省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならない。

（新設）

第四節 精神科病院における処遇等

（定期の報告等）

第三十八条の二 措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「報告事項」という。）を、厚生労働省令で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生労働省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならない。

(削る)

2 | 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神科病院の管理者(第三十八条の七第一項、第二項若しくは第四項又は第四十条の六第一項若しくは第三項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、当該精神科病院に入院中の任意入院者(厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

(入院措置時及び定期の入院の必要性に関する審査)

第三十八条の三 都道府県知事は、第二十九条第一項の規定による入院措置を採つたとき、又は第三十三条第九項の規定による届出(同条第一項若しくは第二項の規定による入院措置又は同条第六項の規定による入院の期間の更新に係るものに限る。)若しくは前条第一項の規定による報告があつたときは、当該入院措置又は届出若しくは報告に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2 | 4 (略)

5 都道府県知事は、第一項に定めるもののほか、前条第二項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査

2 | 前項の規定は、医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者について準用する。この場合において、同項中「措置入院者」とあるのは、「医療保護入院者」と読み替えるものとする。

3 | 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神科病院の管理者(第三十八条の七第一項、第二項又は第四項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、当該精神科病院に入院中の任意入院者(厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

(定期の報告等による審査)

第三十八条の三 都道府県知事は、前条第一項若しくは第二項の規定による報告又は第三十三条第七項の規定による届出(同条第一項又は第二項の規定による入院措置に係るものに限る。)があつたときは、当該報告又は届出に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2 | 4 (略)

5 都道府県知事は、第一項に定めるもののほか、前条第三項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査

を求めることができる。

6 (略)

(退院等の請求)

第三十八条の四 精神科病院に入院中の者又はその家族等（その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあつてはその者の居住地を管轄する市町村長とし、その家族等の全員が第三十三条第一項若しくは第六項又は第三十四条第一項の規定による同意又は不同意の意思表示を行わなかつた場合にあつてはその者の居住地を管轄する市町村長を含む。）は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることができる。

(退院等の請求による入院の必要性等に関する審査)

第三十八条の五 (略)

2 6 (略)

(報告徴収等)

第三十八条の六 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者、精神科病院に入院中の者又は第三十三条第一項から第三項までの規定による入院若しくは同条第六項の規定による入院の期間の更新について同意をした者に対し、この法律による入院に必要な手続に関し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じることができる。

3 (略)

を求めることができる。

6 (略)

(退院等の請求)

第三十八条の四 精神科病院に入院中の者又はその家族等（その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあつては、その者の居住地を管轄する市町村長）は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることができる。

(退院等の請求による審査)

第三十八条の五 (略)

2 6 (略)

(報告徴収等)

第三十八条の六 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院の管理者、精神科病院に入院中の者又は第三十三条第一項から第三項までの規定による入院について同意をした者に対し、この法律による入院に必要な手続に関し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じることができる。

3 (略)

(改善命令等)

第三十八条の七 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十一条第三項の規定により入院している者、医療保護入院者又は第三十三条第三項若しくは第三十三条の六第一項若しくは第二項の規定により入院した者について、その指定する二人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命ずることができる。

3 (略)

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院の管理者が第一項又は第二項の規定による命令に従わないときは、当該精神科病院の管理者に対し、期間を定めて第二十一条第一項、第三十三条第一項から第三項まで並びに第三十三条の六第一項及び第二項の規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずることができる。

5 (略)

第六節 虐待の防止

(虐待の防止等)

第四十条の二 精神科病院の管理者は、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待の防止に関する意識の向上のための措置、当該精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)その他

(改善命令等)

第三十八条の七 (略)

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十一条第三項の規定により入院している者、医療保護入院者又は第三十三条第三項若しくは第三十三条の七第一項若しくは第二項の規定により入院した者について、その指定する二人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命ずることができる。

3 (略)

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院の管理者が第一項又は第二項の規定による命令に従わないときは、当該精神科病院の管理者に対し、期間を定めて第二十一条第一項、第三十三条第一項から第三項まで並びに第三十三条の七第一項及び第二項の規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずることができる。

5 (略)

(新設)

(新設)

の関係者に対する精神障害者の虐待の防止のための研修の実施及び普及啓発、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備及びこれに対処するための措置その他の当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

2 指定医は、その勤務する精神科病院の管理者において、前項の規定による措置が円滑かつ確実に実施されるように協力しなければならぬ。

(障害者虐待に係る通報等)

第四十条の三 精神科病院において業務従事者による障害者虐待（業務従事者が、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者について行う次の各号のいずれかに該当する行為をいう。以下同じ。）を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県に通報しなければならない。

一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。次号において「障害者虐待防止法」という。）第二条第七項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当すること。

二 精神障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該精神科病院において医療を受ける他の精神障害者による障害者虐待防止法第二条第七項第一号から第三号までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ること。

2 業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができる。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚

(新設)

偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）
をすることを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 業務従事者は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(秘密保持義務)

- 第四十条の四 都道府県が前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(報告徴収等)

- 第四十条の五 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第四十条の二第一項の措置又は第四十条の三第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出に関し、精神科病院の管理者に対し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させ、若しくは当該精神科病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができる。

- 2 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査、質問又は診察について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十条の五第一項」と、「当該職員」とあるのは「当該職員及び指定医」と、同条第三

(新設)

(新設)

項中「第一項」とあるのは「第四十条の五第一項」と読み替えるものとする。

(改善命令等)

第四十条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第四十条の二第一項の必要な措置が講じられていないと認めるとき、又は第四十条の三第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出に係る精神科病院において業務従事者による障害者虐待が行われたと認めるときは、当該精神科病院の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は必要な措置を採ることを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた精神科病院の管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院の管理者が第一項の規定による命令に従わないときは、当該精神科病院の管理者に対し、期間を定めて第二十一条第一項、第三十三条第一項から第三項まで並びに第三十三条の六第一項及び第二項の規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(公表)

第四十条の七 都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況、業務従事者による障害者虐待があつた場合に採つた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(新設)

(新設)

(調査及び研究)

第四十条の八 国は、業務従事者による障害者虐待の事例の分析を行うとともに、業務従事者による障害者虐待の予防及び早期発見のための方策並びに業務従事者による障害者虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

第七節 雑則

第六章 保健及び福祉

第二節 相談及び援助

(精神障害者等に対する包括的支援の確保)

第四十六条 この節に定める相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者等(精神障害者及び日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるもの(精神障害者を除く。))として厚生労働省令で定める者という。以下同じ。)の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行われなければならない。

(正しい知識の普及)

第四十六条の二 (略)

(相談及び援助)

第四十七条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都

(新設)

第五節 雑則

第六章 保健及び福祉

第二節 相談指導等

(新設)

(正しい知識の普及)

第四十六条 (略)

(相談指導等)

第四十七条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都

道府県等」という。)は、必要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせなければならない。

2 (略)

3 市町村(保健所を設置する市を除く。次項において同じ。)は、前二項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行わなければならない。

4 市町村は、前項に定めるもののほか、必要に応じて、精神保健に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

5 都道府県及び市町村は、精神保健に関し、第四十六条の厚生労働省令で定める者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことができる。

6 市町村、精神保健福祉センター及び保健所は、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者等及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、又はこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うに当たっては、相互に、及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務をいう。)その他の関係行政機関と密接な連携を図

道府県等」という。)は、必要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

2 (略)

3 市町村(保健所を設置する市を除く。次項において同じ。)は、前二項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者を指導しなければならない。

4 市町村は、前項に定めるもののほか、必要に応じて、精神保健に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者を指導するように努めなければならない。

(新設)

5 市町村、精神保健福祉センター及び保健所は、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者等及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、又はこれらの者へ指導を行うに当たっては、相互に、及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務をいう。)その他の関係行政機関と密接な連携を図るよう努めなければならない。

るよう努めなければならない。

(精神保健福祉相談員)

第四十八条 都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等その他の関係者を訪問して必要な情報の提供、助言その他の援助を行うための職員(次項において「精神保健福祉相談員」という。)を置くことができる。

2 (略)

(支援体制の整備)

第四十八条の二 都道府県及び市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の活用等により、精神障害者等への支援の体制の整備について、関係機関、関係団体並びに精神障害者等及びその家族等並びに精神障害者等の保健医療及び福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者による協議を行うように努めなければならない。

(都道府県の協力等)

第四十八条の三 都道府県は、市町村(保健所を設置する市を除く。)の求めに応じ、第四十七条第四項及び第五項の規定により当該市町村が行う業務の実施に関し、その設置する精神保健福祉センター及び保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うように努めなければならない。

2 都道府県は、保健所を設置する市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下

(精神保健福祉相談員)

第四十八条 都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等その他の関係者を訪問して必要な指導を行うための職員(次項において「精神保健福祉相談員」という。)を置くことができる。

2 (略)

(新設)

(新設)

「指定都市」という。）を除く。）及び特別区の求めに応じ、第四十七条第一項、第二項及び第五項の規定により当該保健所を設置する市及び特別区が行う業務の実施に関し、その設置する精神保健福祉センターによる技術的事項についての協力その他当該保健所を設置する市及び特別区に対する必要な援助を行うように努めなければならない。

(事業の利用の調整等)

第四十九条 市町村は、精神障害者から求めがあつたときは、当該精神障害者の希望、精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な障害福祉サービス事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において、市町村は、当該事務を一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者に委託することができる。

2 4 (略)

(指定等)

第五十一条の二 厚生労働大臣は、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練等に関する研究開発を行うこと等により精神障害者の社会復帰を促進することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、精神障害者社会復帰促進センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2 4 (略)

(事業の利用の調整等)

第四十九条 市町村は、精神障害者から求めがあつたときは、当該精神障害者の希望、精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な障害福祉サービス事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において、市町村は、当該事務を一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者に委託することができる。

2 4 (略)

(指定等)

第五十一条の二 厚生労働大臣は、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導等に関する研究開発を行うこと等により精神障害者の社会復帰を促進することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、精神障害者社会復帰促進センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2 4 (略)

(業務)

第五十一条の三 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 精神障害者の社会復帰の実例に即して、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練等に関する研究開発を行うこと。

三六 (略)

(センターへの協力)

第五十一条の四 精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設を設置者及び障害福祉サービス事業を行う者は、センターの求めに応じ、センターが前条第二号及び第三号に掲げる業務を行うために必要な限度において、センターに対し、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練に関する情報又は資料その他の必要な情報又は資料で厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

(大都市の特例)

第五十一条の十二 この法律の規定中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2・3 (略)

(事務の区分)

(業務)

第五十一条の三 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 精神障害者の社会復帰の実例に即して、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導等に関する研究開発を行うこと。

三六 (略)

(センターへの協力)

第五十一条の四 精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設を設置者及び障害福祉サービス事業を行う者は、センターの求めに応じ、センターが前条第二号及び第三号に掲げる業務を行うために必要な限度において、センターに対し、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導に関する情報又は資料その他の必要な情報又は資料で厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

(大都市の特例)

第五十一条の十二 この法律の規定中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2・3 (略)

(事務の区分)

第五十一条の十三 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の七において準用する場合を含む。）、第十九条の十一、第二十九条の九、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の六第一項及び第六項、第五章第四節、第四十条の三、第四十条の七、第六章並びに第五十一条の十一の三第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2 (略)

3 第三十三条第二項及び第六項並びに第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十八条の三第四項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第三十八条の五第五項の規定による退院の命令に違反したとき。
- 三 第三十八条の七第二項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第三十八条の七第四項の規定による命令に違反したとき。
- 五 第四十条の六第三項の規定による命令に違反したとき。

第五十三条 精神科病院の管理者、指定医、地方精神保健福祉審議会の委員、精神医療審査会の委員、第二十一条第四項、第三十三条第三項若しくは第三十三条の六第二項の規定により診察を行つた特定医師若しくは第四十七条第一項の規定により都道府県知事等が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がな

第五十一条の十三 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の八において準用する場合を含む。）、第十九条の十一、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の七第一項及び第六項、第六章並びに第五十一条の十一の三第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2 (略)

3 第三十三条第二項及び第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十八条の三第四項の規定による命令に違反した者
 - 二 第三十八条の五第五項の規定による退院の命令に違反した者
 - 三 第三十八条の七第二項の規定による命令に違反した者
 - 四 第三十八条の七第四項の規定による命令に違反した者
- (新設)

第五十三条 精神科病院の管理者、指定医、地方精神保健福祉審議会の委員、精神医療審査会の委員、第二十一条第四項、第三十三条第三項若しくは第三十三条の七第二項の規定により診察を行つた特定医師若しくは第四十七条第一項の規定により都道府県知事等が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がな

く漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第五十三条の三 第三十五条の二第三項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第五十四条 第十九条の六の十三の規定による停止の命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(削る)

(削る)

2 虚偽の事実を記載して第二十二条第一項の申請をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の六の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避したとき。

二 第二十七条第一項又は第二項の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは回避し、又は同条第四項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げたとき。

三 第二十九条の二第一項の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは回避し、又は同条第四項において準用する第二十七条第四項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げたとき。

四 第三十八条の三第三項（同条第六項において準用する場合を

く漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(新設)

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の六の十三の規定による停止の命令に違反した者

二 虚偽の事実を記載して第二十二条第一項の申請をした者

(新設)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の六の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避した者

二 第二十七条第一項又は第二項の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは回避した者又は同条第四項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げた者

三 第二十九条の二第一項の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは回避した者又は同条第四項において準用する第二十七条第四項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げた者

四 第三十八条の三第三項（同条第六項において準用する場合を

含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同条第三項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

五 第三十八条の五第四項の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

六 第三十八条の六第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

七 精神科病院の管理者が、第三十八条の六第二項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 第四十条の五第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

九 第五十一条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ

含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同条第三項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第三十八条の五第四項の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第三十八条の六第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

七 第三十八条の六第二項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、又は虚偽の報告をした精神科病院の管理者

(新設)

八 第五十一条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ

他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条、第五十四条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十九条の四の二(第二十一条第五項、第三十三条第四項及び第三十三条の六第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 六 (略)

七 第三十三条第九項の規定に違反した者

八 第三十三条の六第五項の規定に違反した者

九 第三十八条の二第一項の規定に違反した者

他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条、第五十四条第一号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十九条の四の二(第二十一条第五項、第三十三条第四項及び第三十三条の七第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 六 (略)

七 第三十三条第七項の規定に違反した者

八 第三十三条の七第五項の規定に違反した者

九 第三十八条の二第一項又は同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反した者

○厚生労働省令第十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百三号）の一部の施行に伴い、並びに同法による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五条第二項第四号等の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第二項第四号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該精神障害者に対して児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を行った者</p> <p>二 当該精神障害者に対して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する身体に対する暴力等を行った配偶者</p> <p>三 当該精神障害者に対して高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第三項に規定する高齢者虐待を行った者</p> <p>四 当該精神障害者に対して障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第二項に規定する障害者虐待を行った者</p> <p>五 その他前各号に準ずる者</p> <p>第一条の二 法第五条第二項第五号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>第一条の三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号。以下「令」という。）第二条の二の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 法第十八条第一項第三号に規定する厚生労働大臣が定める精</p>	<p>(新設)</p> <p>第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号。以下「令」という。）第二条の二の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法</p>

神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面

六 (略)

2 (略)

第一条の四・第一条の五 (略)

第四条の二 法第十九条の四の二の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる記載の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一・二 (略)

三 法第三十三条第一項又は第二項の規定による入院を必要とするかどうか及び法第二十条の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定に係る記載

イ 法第三十三条第一項又は第二項の規定による入院措置を採つたときの症状

ロ (略)

四〇八 (略)

第十三条 第五条の二の規定は、法第三十三条第三項の厚生労働省令で定める基準について準用する。この場合において、第五条の二第四号中「法第二十一条第四項」とあるのは「法第三十三条第三項」と、「措置」とあるのは「入院措置」と読み替えるものとする。

第十三条の二 法第三十三条第四項において準用する法第十九条の四の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第三十三条第三項後段の規定による入院措置を採つたとき

律第二百二十三号。以下「法」という。)第十八条第一項第三号に規定する厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面

六 (略)

2 (略)

第一条の二・第一条の三 (略)

第四条の二 法第十九条の四の二の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる記載の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一・二 (略)

三 法第三十三条第一項又は第三項の規定による入院を必要とするかどうか及び法第二十条の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定に係る記載

イ 法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置を採つたときの症状

ロ (略)

四〇八 (略)

第十三条 第五条の二の規定は、法第三十三条第四項の厚生労働省令で定める基準について準用する。この場合において、第五条の二第四号中「法第二十一条第四項」とあるのは、「法第三十三条第四項」と読み替えるものとする。

第十三条の二 法第三十三条第五項において準用する法第十九条の四の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第三十三条第四項後段の規定による措置を採つたときの症

の症状
二 (略)

第十三条の三 法第三十三条第一項又は第二項の規定による入院措置を採ろうとする場合において、同条第三項後段の規定による入院措置を採つた精神科病院の管理者は、当該入院措置を採つた日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

一七 (略)

八 当該入院措置から十二時間以内に法第三十三条第一項又は第二項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時
九 前号の診察の結果、法第三十三条第一項又は第二項の入院措置は必要ないと認めるときは、その理由

十 (略)

十一 入院について同意した法第五条第二項に規定する家族等（以下「家族等」という。）の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

(削る)

第十三条の四 法第三十三条第七項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第三十三条第一項又は第二項の規定による入院措置に係る届出

イへ (略)

ト 推定される入院期間（法第三十三条第一項又は第二項の規定による入院措置を採つた場合に限る。以下同じ。）

の症状
二 (略)

第十三条の三 法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第四項後段の規定による措置を採つた精神科病院の管理者は、当該措置を採つた日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

一七 (略)

八 当該措置から十二時間以内に法第三十三条第一項又は第三項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時
九 前号の診察の結果、法第三十三条第一項又は第三項の措置は必要ないと認めるときは、その理由

十 (略)

十一 入院について同意した法第三十三条第一項に規定する家族等（以下「家族等」という。）の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

第十三条の三の二 法第三十三条第二項第四号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により同条第一項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第十三条の四 法第三十三条第七項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置に係る届出

イへ (略)

ト 推定される入院期間（法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置を採つた場合に限る。以下同じ。）

チノヲ (略)

二 法第三十三条第一項又は第二項の規定による入院措置を採ろうとする場合において、同条第三項後段の規定による入院措置を採った場合の届出

イ・ロ (略)

ハ 当該入院措置から十二時間以内に法第三十三条第一項又は第二項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

ニ 前号の診察の結果、法第三十三条第一項又は第二項の入院措置は必要ないと認めるときは、その理由

ホ (略)

第十五条の三 法第三十三条の四の規定による退院後生活環境相談員の選任は、法第三十三条第一項又は第二項の規定による入院措置が採られた日から七日以内に行わなければならない。

第十九条 (略)

2 (略)

3 法第三十八条の二第一項前段の規定による報告は、法第二十九条第一項の規定による入院措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の六月ごとの各月に行わなければならない。ただし、入院年月日から起算して六月を経過するまでの間は、三月ごとの各月に行わなければならない。

第二十条 (略)

2 (略)

3 法第三十八条の二第二項において準用する同条第一項前段の規定による報告は、法第三十三条第一項又は第二項の規定による措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の十二月ごとの各月に行わなければならない。

チノヲ (略)

二 法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第四項後段の規定による措置を採った場合の届出

イ・ロ (略)

ハ 当該措置から十二時間以内に法第三十三条第一項又は第三項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

ニ 前号の診察の結果、法第三十三条第一項又は第三項の措置は必要ないと認めるときは、その理由

ホ (略)

第十五条の三 法第三十三条の四の規定による退院後生活環境相談員の選任は、法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置が採られた日から七日以内に行わなければならない。

第十九条 (略)

2 (略)

3 法第三十八条の二第一項前段の規定による報告は、法第二十九条第一項の規定による措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の六月ごとの各月に行わなければならない。ただし、入院年月日から起算して六月を経過するまでの間は、三月ごとの各月に行わなければならない。

第二十条 (略)

2 (略)

3 法第三十八条の二第二項において準用する同条第一項前段の規定による報告は、法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の十二月ごとの各月に行わなければならない。

(沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令の一部改正)

第二条 沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令(昭和四十七年厚生省令第二十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(精神障害者の医療に関する特別措置) 第二条 令第三条第一項の規定による医療費の支給を受けようとする者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五条第二項に規定するその家族等(次項において「家族等」という。)は、医療費支給申請書に、次に掲げる書類を添えて、これを沖縄県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2 4 (略)</p>	<p>(精神障害者の医療に関する特別措置) 第二条 令第三条第一項の規定による医療費の支給を受けようとする者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第三十三条第二項に規定するその家族等(次項において「家族等」という。)は、医療費支給申請書に、次に掲げる書類を添えて、これを沖縄県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2 4 (略)</p>

(精神保健福祉士法施行規則の一部改正)

第三条 精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(指定施設の範囲)</p> <p>第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 市役所、区役所又は町村役場(精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五条第一項に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第二条第二項に規定する発達障害者を含む、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者を除く。)をいう。以下同じ。)に対してサービスを提供する部署に限る。)</p> <p>三 十五 (略)</p>	<p>(指定施設の範囲)</p> <p>第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 市役所、区役所又は町村役場(精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第二条第二項に規定する発達障害者を含む、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者を除く。)をいう。以下同じ。)に対してサービスを提供する部署に限る。)</p> <p>三 十五 (略)</p>

附 則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。